

令和 6 年 6 月 6 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月6日（2日目）

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	高	田	順	平									
総	務	部	長	大	岩	幹	治	総	務	課	長	坂	口	増	和						
防	災	交	通	課	長	石	黒	俊	光	税	務	課	長	宮	地	利	佳				
企	画	財	政	課	長	滝	本	功	建	設	経	済	部	長	田	中	直	之			
ま	ち	な	み	環	境	課	長	田	中	達	也	産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康
厚	生	部	長	相	川	和	英	教	育	長	高	橋	篤	篤							
教	育	部	長	鈴	木	淳	二	教	育	課	長	富	田	和	彦						
成	長	戦	略	室	長	山	本	剛	資												

5 職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	坂	本	有	二	書	記	松	本	満	砂
書	記	山	下	英	将										

[開議 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、6月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、発言をする方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

4番、片山陽市議員。

○4番（片山陽市君）

おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上においては通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1番、いつでも使用できる日常点検を。

令和6年3月24日に内海防災センターをお借りして、南知多サッカースポーツ少年団の指導者、御家族を対象とし、AEDを使用した心肺蘇生訓練を行いました。その際、知多南部消防組合の職員の方からAEDはどこにありますかと質問され、屋外に設置してありますとお答えして確認に行ったところ、扉がさびついて開けられませんでした。このような使えないような状態では、助かる命が失われることがあるかもしれないと思い、なぜこうなったのかを確認するために以下の質問をします。

(1) 町が設置したAEDは、何か所で何台あるか。

(2) AEDの日常点検や定期点検は行われているか。

(3) AED本体や附属のバッテリー、電極パッドなどは使用期限があると思いますが、誰がどのように管理しているか。

(4) 学校など屋内に設置されたAEDを使用する場合、施設が休校や休館日などで容易に取りに行けない場合は、どのように対応すればよいか。

大きい2番、令和5年住宅・土地統計調査の結果を受けて。

令和5年総務省により住宅・土地統計調査が行われ、住宅数概数集計結果が令和6年4月30日に公表されました。その調査によれば、1年以上誰も居住しておらず、使用もされていない空き家は全国で900万戸となり、総住宅数に占める割合は13.8%であった。空き家は、5年前の平成30年の調査から約51万戸増加しました。中でも特に増えているのが、売却や賃貸、別荘用など使用目的がなく、そのまま放置されている空き家である。これも平成30年に349万戸であったものが385万戸と、約37万戸増え増加しています。

ちなみに、愛知県の空き家率は11.8%で全国平均を下回っており、都道府県別では、沖縄、埼玉、神奈川、東京に次いで5番目であった。

平成27年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法、以下は空家対策特措法といいますが、昨年12月に改正され、その内容についての対応等も含め、以下の質問をします。

(1) 本町における空き家の戸数は何戸で、総住宅数に占める割合は何%となっているか。

(2) 倒壊の危険性や衛生上の問題が懸念される空き家を指す特定空家を、町は指定できることになっている。苦情などをきっかけとして立入調査を行い、特定空家と指定することとなるが、昨年12月の法改正後、指定するような事例はあったか。

(3) 特定空家に指定すると、助言または指導ができる。それに従わず改善されない場合は勧告することとなるが、この一連の流れに要する期間はどの程度になると考えているか。

(4) 勧告をした空き家は、住宅用地に対する固定資産税課税標準の特例が適用対象外となる。今後は積極的に勧告を行っていく考えはあるか。

(5) 解体などの行政代執行が行われた場合、その費用の回収が困難と想定される場合の対応はどうするのか。また、所有者不明または所有者の所在が不明のような場合は、

解体等の手続を行うのか。

(6)分譲マンションで無人の1室がある場合、空き家に当たるのか。また、悪臭を放っている状態などで近隣世帯から苦情が来ているような場合の手続はどのようになるのか。

以上で壇上での質問は終わりますが、再質問がある場合には自席でやらさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

町が設置したAEDは28か所で、35台ございます。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

28か所ということで、この28か所というのは、ホームページから調べると簡単に分かります。そのホームページを見ますと、地区別で設置場所が全て書いてあるんですが、中に民間の病院だとか、医者だとか、あるいはJAだとか、そういったところが入っています。その一覧の中には、もしかしたら、まだまだ民間でたくさん置いてあるようなところがあるような気がしてしょうがないんですけど、そういった調査とか、ホームページを改めてさらに追記するというような、そういったことは行わないんですか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

現在のところ、町で把握できる範囲のものを載せているような状況でございますが、それをすべからくというか、改めて全体調査をする予定は今のところ考えておりません。

ただ、愛知県もAEDマップというものを公開しています。それから、それにひもづいた形で消防組合も掲載しております。それぞれ可能な範囲で、それが見つかった範囲で載せている状況でございますので、把握した範囲では載せていこうという考えはございます。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

載せていく考えがあるのであれば、積極的に調査する必要があると思うんです。例えば内海でいけば幹部交番があつたりだとか、もしかしたらJAだとか、金融機関だとか簡単に分かると思うんですけど、そういった調査はなぜしなかったんですか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

なぜというところがございますが、全体にそのものがあるというような状況の公開というか、公表するような場面でいくとしますと、それぞれ時点で修正というか、その時点はそこであつたろうということですが、現状、現時点でそれがあるかというところまで、情報として一番新鮮な状況で提供できるということがなかなか難しいところだと思っておりますので、それが確か度が高いものというものを公表するという考えで思っております。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

ぜひ積極的に調査していただいて、もしものときには誰でも使えるような状態にしていただくようお願いをしてホームページに載せていただけると、もしかしたら助かる命があるかもしれないということで、積極的にやっていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

日常点検については、電源が切れていないかを外観から随時確認しています。

定期点検については、本体は8年の耐用年数のものを購入しており、購入から4年経

過後に職員あるいは納入業者がバッテリーとパッドを交換するため、その際に点検を行っております。

屋外に設置しているAEDの格納箱については、箱を開けずに電源の点検ができるため、箱を開けての点検は行っていませんでした。今回、議員の御指摘を受け、電源の確認だけでなく、箱を開ける点検も行うことといたします。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

これ、さびて開きませんよと言ってから開けられるようになるまで一月以上かかりました。だから、一月の間は全く点検されていないという証明ができちゃったわけなんですけど、この指摘をしてからほかの屋外に設置してあるAEDの箱を開けるという確認をされましたか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

全ての施設の全ての箱を開けることは、できていません。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

開けられない、使えないというAEDは設置してあっても全然意味がないので、まず確認してください。私も山海ふれあい会館の屋外に設置してあるAEDを確認したところ、辛うじてまだ開きます。もうちょっとでさびついて開かんくなるかなというような状況になっています。これは全て確認したわけじゃないんで、もしかしてそういうことがあると、やっぱり設置者としての義務を果たしていないということになりますので、ぜひ点検していただくようお願いします。

その次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

管理については、購入した役場各所管課で管理をしています。

使用期限は、本体については8年の耐用年数のものを購入していますので、8年で買換えとなります。バッテリー、電極パッドにつきましては4年となっており、4年経過前に業者から新しいものが送られてきますので、交換し、古いバッテリー、電極パッドについては業者において処分をしてもらっています。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

バッテリーだとか電極パッドは4年で交換するという今の答弁でしたけれども、使用された場合、どのような連絡で電極パッドを交換するのかということがちょっと疑問に思いますので、たしかあれば1回限りしか使えないというふうに僕は聞いておりますので、もしどこかで誰かが使った、その場合の連絡方法というのはどのようになっているのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

それぞれのAEDの備品の関係では、どこが持っているというような印というか、何課のものとか、そういうことで役場のものというのが分かると思いますので、使ったその都度に連絡が役場のほうへ入るだろうということでございます。

そしてパッドについては、8年間の使用保証ということで購入しておりますので、その都度無償で業者のほうから新しいパッドの提供があるということになっております。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

パッドを使用した場合の連絡方法の答えをもらっていないんですけど。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

使った現場の方が使いましたよということに頼るような形での連絡方法になると思いますので、そういうことと思いますが、電話とかそういうことでしょうか。伝達というのは。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

使った後に、電話がかかってこなかったら、結局パッドを使えない状態でAEDを放置するということになってしまいます。そういう場合はやっぱり設置者としての義務を果たさないといけないと思います。分かっていないようなので、これ以上聞いてもしようがないと思いますが、AEDの訓練をやりますと、AEDを取ってきてくださいとか、救急車を手配してくださいというようなことから始まります。救急車を手配すれば、救急隊の方々が、ああ、この人はAEDを使っているんだなということが分かるし、AEDをつけたまま救急車に乗っていくはずなんです。

そうすれば、消防署から連絡をいただけるように手配しておけば、使ったところがすぐに分かると。その当日、あるいは翌日には分かるようになると思いますので、そのシステムをつくっておいていただければと思います。

それと、役場の中で、学校だとか保育所だとか、それぞれの所管で管理をしておるといふに今答弁がありました。ホームページを見ますと、AEDのお問合せは全て防災交通課という形になっております。やはり28か所しかないわけですから、これ全て防災交通課で所管するようにしたほうが良いと思いますがどのようにお考えですか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

所管、管理の関係については、どういうのが一番理想なのかというのを、議員の提案もございしますが、現場での利用・運用ということで、例えば学校の中で屋内の保管だとか、棚の保管だとか、そのほかにもございします。それぞれの施設での現場管理、運用状態が違いますので、全てをやるのかどうかというのは、考えたいと思っております。

(4 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

全てを管理するというのは、要は日常点検等々のことを言っておるわけで、これぐらいのことであれば防災交通課だけでもできるんじゃないかなと思って提案させていただきました。

ここで質問するわけにはいかないなので、次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問 1 - 4 につきまして答弁させていただきます。

施設が開いている、開いていないに関わらず、まず消防への救急搬送要請が必要です。

次に、その場に居合わせた方に協力を頼み、可能であればあいち A E D マップ等を活用して近い場所に A E D があるかどうかを確認するとともに、少しでも早い心臓マッサージ等の心肺蘇生措置の開始が効果的と考えられます。

A E D は、心停止の生存率を大幅に向上させることができる救命器具です。しかし、A E D が設置されていない場所や御質問のように使用できない状況もあります。このことを解消するため、学校の屋内設置 A E D を屋外へ移設する費用をこの 6 月議会で補正予算案として計上させていただいております。

心肺蘇生処置が必要な場面に誰がいつ居合わせるか分からないため、できるだけ多くの町民の皆様に救命講習を受講していただき、救命技能を身につけることが重要と考えております。そのため、町の広報などで啓発を進めるとともに、知多南部消防組合や地区の団体と協力し、受講率の向上に努めてまいります。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

今、総務部長がお答えになったとおり、6 月議会で学校等の A E D を屋外に設置するという費用が補正予算で出されております。これがこの質問を出してから補正予算をつ

けたとしたらとんでもないことなんですけど、たまたまタイミングが一緒になってしまったというふうに理解しております。

もし万が一、外に出す前にAEDを使いたくてガラスが割られちゃったと。そして使われたけれども、命が助かりました。その場合は、ガラスの弁償だとか、そういったものはどうなりますか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

救命救急ということであっても、やっぱりその施設を破壊してしまうとか、あるいは入ってはいけないような施設内の区域へ入ってしまうということは、やはり後々事情聴取も受けるでしょうし、その費用弁償をしなくていいということにはならないのではないかと考えております。そういうことをやむを得ずやった場合であっても、やっぱりそれが後に残ってくるということは理解してやらなければならないというところになると考えます。

○議長（鈴木浩二君）

ちょっと片山議員……。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

ただいま防災交通課長が損害賠償になってしまうというような発言をされましたが、こういうのは、その場合によって損害賠償の対象になるのかならないのかというのが判断されると思います。人の命を救うためにやむを得ずやったことになりますと、対象にならない可能性もありますので、ちょっとその部分を訂正させていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

平成30年に実施された住宅・土地統計調査の結果では、総住宅数が8,150戸、空き家数が1,760戸であり、空き家率は21.6%となっております。

なお、令和5年の住宅・土地統計調査の結果は4月30日に公表された速報集計のみであり、市町村別の数値は今年9月頃に公表される予定です。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

この住宅・土地統計調査というのは、どのような形で行われるのかちょっと分からないんですけど、そもそも国が集計を出すということは、市町村の合計を出して、都道府県の合計を出して、さらに国が公表するというふうに僕は思うんですけど、そうすると、南知多町で調査をした人が多分必ずいると思うんですね。その人たちは町に対して何の報告もせずに、いきなり県なり国に報告をしちゃうんですか。

僕の中ではちょっとおかしいなと思うんですけど、ある程度の数字はつかめておるはずだと思うんですけど、今、平成30年しか発表してもらっていないんですけど、概数でいいので答えてもらえませんか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

この調査につきましては、あくまで統計局のほうがやっている調査でございますので、概数が分かるんじゃないかという議員の御指摘ですが、やっぱり分からないものでございます。

先ほど総務部長からも答弁がありましたとおり、9月の末日頃にならないと、愛知県が集計した数字、総住宅数だとか空き家の数だとか、そういうものが発表されてきて分かるというところでございます。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

納得できないんですけど、やっぱり一件一件の積み上げが総数になっていくはずなので、南知多町の調査を国がやっているのなら分からんで当たり前なんですけど、とても理解できないんですけど、できない、分からないということならしょうがないんですけど。

それでは、ちょっと質問を変えて、高齢者の単身世帯、多分将来的には空き家になる

確率がかなり高いと思うんですけど、こういった高齢者の単身世帯は多分住民課か何かで調べれば分かると思うんですけど、この数字が分かれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

令和6年3月31日現在というところですが、65歳以上の単身世帯数は1,514世帯、75歳以上の単身世帯数は985世帯であります。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

平成30年の調査では1,700件ぐらいでしたっけ、空き家が。それにプラスして、まだ1,500件ぐらい、ひょっとしたら増えるかもしれないというような状況で、空き家率がすごく、30%、40%になっていく可能性がありますので、この辺すごく問題になると思うので、将来的に対策を考えておいてください。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

これまで特定空家に認定した件数は、令和5年度末時点において167件となっておりますが、昨年12月の法改正以降に新たに認定した特定空家はありません。

なお、来月には南知多町空家対策協議会を開催し、4件の空き家について協議会に諮る予定をしております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

空家対策協議会のことについてお聞きします。

空家対策協議会は、4件、来月やるようなことを今答弁されましたが、一件一件出て

きた都度、その都度やるわけじゃなくて、何か月に1回とか定期的な開催とか、どのような方法で開催しているのか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

案件のある状況にもよりますけれども、定期的というか、調査の期間も必要ですので、それがまとまったところでの開催で、ただ、年度中に手続や、例えば補助金等ができるようなことも考えたときに、そのスケジュールも見ながらでの開催となってまいりますので、過去の開催回数、詳しくは分かりませんが、年に数回ということでございます。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

すみません、ただいまの答弁に対して補足説明をさせていただきます。

過去数年なんですけど、年に2回から3回開催されております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

年に数回、2回から3回というのが適正な数字なのかどうか分かりませんが、その空家対策協議会のメンバーは、どのような形になっていますか。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

空家対策協議会のメンバーですが、現在、町には8人おります。町長をはじめ、弁護士、愛知建築士会の委員、半田警察署、名古屋法務局、知多南部消防組合、あと宅地建物取引業協会の方々がメンバーに入っております。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

指導を行った場合、書面に措置の期限を示しており、おおむね3か月以内に対処するよう指導しております。措置の期限を過ぎても適正な管理がなされない場合、勧告に移行するか検討をしていきます。

特定空家に認定するためには、まず住民等から危険な空き家の情報が入りましたら調査し、所有者を確定いたします。所有者が死亡している場合は、相続人の調査を行います。

次に、所有者または相続人の確定を行った後、空き家への立入調査を実施するため、愛知建築士会へ調査の依頼をし、所有者または相続人には立入調査通知書を送付いたします。

その後、調査の結果を南知多町空家等対策協議会に諮り、特定空家の認定を行います。

町が空き家情報を得てから、特定空家の認定にかかる時間は、年に二、三回開催する協議会のタイミングにもよりますが、物件によっては相続人を特定するために多くの時間を要し、認定まで何か月もかかるケースがございます。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

助言または指導、そして勧告という形で進んでいくんですけど、勧告を無視した場合には法令違反となって50万円の過料を科すことができるということになっています。

この50万円の過料を科すという方法は、今、空家対策協議会では警察の方も入っているので分かってくると思うんですけど、これは町がやるべきことなのかどうかということをちょっと教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

50万円の過料については、措置命令に従わないというときに、行政的な秩序罰というか、執行期間中にやらない場合の罰ということで出てきますので、町が法律に基づいてやるというような形になると考えています。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

今の答弁ですと、過料を科すのは町だということになってくると、条例等々を改正する必要があるのかなと思いますけど、その辺どう考えていますか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

条例には、勧告などの関係は、やり方や何かやるというようなことが書いてあって、過料のことがそこまで書かれていません。法律に基づいてということでは執行できると思いますので、条例の改正まではなくても行われるものと考えております。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

条例改正しなくても過料が科せるという判断で、それが正しければ問題ないんですけど、ほかにも法律が変わったことによって条例改正という議案もたくさん出ていますので、今回、この法令をしっかり勉強して、条例改正しなきゃいけないものはしていただいて、そのように思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問2-4につきまして答弁させていただきます。

固定資産税課税標準の特例とは、地方税法で定められた一定の要件を満たす固定資産について、課税標準額に一定の軽減措置を適用することで税負担を軽減する制度です。簡単に言いますと、主に人が住んでいる家屋の敷地に対して適用され、固定資産税が軽減される制度となります。

議員がおっしゃるように勧告した場合は適用外となりますが、税務課では、現地調査により特定空家認定の有無に関わらず特例の適用外とする判断を行っております。

空家特措法に基づく勧告については、税務課と情報共有し、個別の特定空家の実態や

所有者等の対応などを総合的に勘案し、慎重に判断を行ってまいります。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

先のほうの答弁で、令和5年度末まで特定空家と指定したのは167件ありますという答弁があったと思うんですけど、その中にはもう既に勧告まで行っている空き家もあるのかなど。そうすると、もし勧告まで行っているのであれば、今年1月1日の時点での固定資産税の評価、その時点で既にその特例の適用外になるんじゃないかなと僕は思うんですね。

そうすると、特例というのは固定資産税を6分の1に軽減するもので、それを特例外、適用外という形にすると、一気に6倍に跳ね上がるということになるんですけど、この167件のうちに勧告まで行った空き家は本当はあったんですか、ないんですか。

また、今年1月1日の判断で固定資産税の適用外にしたところがありますか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

令和2年度に、物件1件、相続人3人の特定空家について指導、その後勧告を行った例があります。その後、御本人が補助金を活用し、解体除去をしています。

○議長（鈴木浩二君）

いいですか。

今質問されたことと、答えというのが明確になっておりませんので、もう一度今のところをお願いいたします。

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

御本人がそのように解体除去しておりますので、固定資産税の関係の適用除外という、特例の除外ということにはなっておりません。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

勧告については、先ほど防災交通課長が言ったように、1件実績がございます。固定資産税の特例対象外としてのということなのですが、1月1日現在というのはちょっと私は把握してないんですが、過去に60件から70件ほどそういった特例対象外として認定した事例がございます。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

固定資産税を6倍に上げるというのは、やはりなかなか抵抗があるのかもしれませんが、制度としてある以上、積極的に活用してというのは、ちょっと表現がよくないかもかもしれませんが、見逃すというようなことはやめて、きっちりと空き家の調査もしっかりしていただくようにお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問2-5につきまして答弁させていただきます。

行政代執行に要した費用は、所有者等から徴収することとなりますが、できない場合、所有者等の財産の調査を行い、差押えの手續に進みます。

しかし、事前に差押えできる財産の有無については、調査することはできません。結果として行政代執行を行い、差押えできる財産がなかった場合には、解体に要した費用は回収できず、町がその費用を負担することとなります。費用が回収できないおそれがあるため、実施について慎重な判断をしなければいけません。

次に、所有者不明または所有者の所在が不明のような場合の対応については、町が家庭裁判所に財産管理人の選任請求をし、修繕や解体などを実施することができることとなっております。

しかし、空き家の管理費用や財産管理人への報酬費用を事前に町が予納金として納める必要があるため、費用の回収可能性についても十分検討する必要があります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2－6につきまして答弁させていただきます。

分譲マンションの1室は、空家特措法の対象とはなりません。まずはマンション管理人等を通じて所有者へ連絡を取り、改善を促していくことが最善であると考えます。

なお、居住者のいない分譲マンションの全体が老朽化により倒壊等の危険がある場合は、空家特措法の対象となります。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

マンション1室の場合は適用外ということをお聞きしまして、実際には、全国での事例なんですけど、あるところで2020年の1月、マンション自体が全戸空き家という形で、壁が倒壊して非常に危険だということで行政代執行したという例がございます。そこは費用が1億1,800万円かかったと。所有者が全部で9人お見えだったんですけど、所在不明が1名らしいです。1名は欠席したということで7人の同意があったんですけど、解体には至らなかった。なぜかという、区分所有法という形で5分の4の同意がなければ所有者自体が解体するということができないということになっていますので、できずに行政代執行を行った。

1億1,800万円かかったんですけど、幾ら回収できたか。これを調べますと、7,900万円未収だそうです。うちの町に当てはめるととても大きな金になっちゃうので、こういうことがあつては困ると思うんですけど、全国にはそういう例もあります。

そして、東京都がある調査を行って1万440棟を調査しました。その中で、管理不全の可能性が高い物件が1,811棟、17.4%あったと。さらには管理組合等も置いていないようなマンションも、たくさんあるということが実際分かっています。

ですから、マンション、今でもまだまだ都心へ行くと幾らでも、名古屋の都心でも建っていますけど、こういったマンションが南知多町に幾つあるのかちょっと分かりませんが、そういった管理も含め、なかなか分かりづらいとは思いますが、マンションなんていうのは。ですけど、こういった問題が発生しているということを頭に置きながら、今後も対応していただきたいと、そのように思い、今日の質問はこれで終わ

ります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

以上で片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 10時14分]

[再開 10時25分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで、答弁の申出がありましたので許可します。

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

先ほどAEDの電極パッドの交換について説明が分かりにくかったものですから、もう一度説明させていただきます。

AEDにつきましては、本体は8年耐用のものを購入しています。バッテリーと電極パッドについては4年使用期限となっていますので、4年を経過する前に交換をします。

使用したのものについては、業者が無償で新しいものに入れ替えてもらえることとなっております。

○議長（鈴木浩二君）

次に、6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

こんにちは。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

それでは、まず篠島小学校の教育条件・勤務条件を聞きたいと思います。

町内の小・中学校には、改善すべき問題が多くあります。しかし、今回は篠島小学校の問題を取り上げさせていただきます。

篠島小学校は、以前中学校として使っていた校舎を利用しているため、トイレ、運動場、特別教室を利用する上で不便な教育環境になっています。篠島中学校の統合を待つのではなく、今いる子どもたちのために少しでも不便を解消し、安心・安全な学校教育の環境と教職員の勤務条件の改善を図る必要があります。

そこで、以下の質問をいたします。

(1) 篠島小学校の遊び場への安全な通路の確保として、校長会が緊急に要求している亀裂の発生したコンクリート通路の改修が必要であります。坂道になっており、子どもたちが通る際の事故が予想されます。すぐに改修すべきだと考えますが、いかがですか。

(2) 5・6年生と特別支援学級がある3階の場所にはトイレはなく、児童は2階に下りてきてトイレを使っています。また、和式ではなく洋式トイレを使う子が多いと聞いております。当面、2階のトイレを子どもたちが安心して利用できるよう、男女とも今和式になっているトイレを洋式化することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

(3) 篠島小学校は、船着き場から徒歩で約30分ほどかかります。職員の宿舎も以前の篠島小学校の近くでしたので、船着き場周辺にあります。そのため、出勤や移動や出張に2台の公用車ではとても間に合わない状況があります。乗合タクシーの利用が一定進んできておりますが、通常の勤務のために2台の公用車以外に3台の私費リース車の計5台を利用せざるを得ない状況が続いています。特に水曜日、そして木曜日の朝、金曜日、帰って月曜日と。校長会が求めているように、少なくとももう一台の公用車を配備することで、島に通う教職員が自己負担をしている勤務状況を改善し、町として教職員の福利厚生の上を向上を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

(4) 最低でも教師たちが今自己負担している3台の車の車検代金・任意保険代金は町の責任で補助すべきと考えるが、どうか。

(5) 離島勤務者の自宅から通勤のための駐車場の用意も必要であります。師崎字西新町の公共用地に職員駐車場を確保することで、一定の改善はされてきています。しかし、まだ遠い状況です。船乗り場近くの現在建設中の立体駐車場に、島の勤務者に対する駐車数を配慮することが必要ではないか。また、駐車代の一定の補助も必要と考えるが、いかがでしょうか。

(6) プール管理は、篠島小学校においては学校から離れた立地条件から教員業務の大きな負担となっています。その中で、プール清掃は昨年ぐらいから専門業者が入り、一定改善されました。しかし、樹木の枝払いなどプール周辺の清掃のため、教員が別の日に終業後19時ぐらいまでまた清掃せざるを得なかったということでもあります。

教員が児童に向き合う時間を確保するためにも、プール清掃に係る予算をしっかりと確保し、専門業者に安心・安全で衛生的な行き届いたプール清掃をさせるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2 番目です。新中学校建設の見直しを考えます。

町は、旧豊浜中学校での新中学校建設に向け、のり面工事の追加や物価高騰からの建設費増額で、建設の基本計画の見直しを提起し、住民説明会を実施した。中学校統合の町としての基本的な考え方は、複数の学級でクラス替えができる条件を整備することが強調されていた。

(1)令和3年度に計画された中学校校舎のクラス数は、各学年3学級と特別支援学級3学級の12学級である。開校時期が遅れると、現行40人学級を前提とする学級減となる可能性もあります。子どもたち一人一人に行き届いた教育をつくるため、当初の学級数を変えるべきではないと考えるが、どうか。

(2)のり面工事の費用には国・県への補助を要請しているとのことだが、もし補助が受けられない場合の対策はどのようなことを考えているか。

3 番目、暗い避難経路には、太陽光照明器具等の設置を。

(1)豊浜山之神の津波一時避難場所への夜に避難するとき、複数の避難経路の安全を確実に確保するよう住民からの声があります。1つの経路は実現しております。しかし、別の経路では、ガードレールの頭に夜になると太陽光充電で緑に光る装置が設置されていないことなどに不安を感じております。海に近い豊浜の避難経路の安全を確保するために、住民の強い要望に応じて設置が必要と考えるが、どうか。

(2)山海などのほかの地域でも、住民から、夜に地震が発生し山に避難する際、暗い避難経路には太陽光照明器具の設置を望む声もある。町として調査し、夜の安全な避難のために整備すべきではないか。

4 番目、消滅可能性のある自治体との報道への対策について。

4月25日、中日新聞は、消滅可能性のある自治体が全国で744市町村、愛知県では本町を含め7市町村あると報道されました。この問題について、町の姿勢を問います。

(1)本町の将来にとって大きな影響を与えるこのような評価を受けたことに対して、町はどのように受け止めているか。

(2)少子化が進む本町として、今一番必要な対策を具体的にどのように考えているか。

(3)新聞報道は、女性の出生率の変動を基にした一面的な分析という見方もあります。一方的に消滅自治体と決めつけ、南知多町のイメージをおとしめています。人口減少の評価は多面的にすべきであり、人口戦略会議に町として抗議すべきではありませんか。

壇上での質問は以上です。再質問については自席でやらせていただきます。よろしく

お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

篠島小学校の敷地内にあるコンクリート舗装の通路は、篠島地区の皆様が平成17年度に子どもたちの遊び場として、小学校体育館下の広場と併せて整備していただいた通路で、現在も小学校のグラウンド利用時に使用しております。

コンクリート舗装の通路は、経年劣化のため舗装面に段差が発生しており、数年前より学校から改修の要望が出ておりますが、整備できていないのが現状でございます。

今後においても、様々な学校からの要望に対し、緊急性など優先順位を決めた上で改修を検討してまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今の回答ですが、不満であります。順番の問題ではなく、既に校長会などが極めて強い口調で要望しております。何と言っているか。傾斜のきつい斜面に児童が頻繁に通るコンクリートの通路は、降雨ごとに亀裂が拡大している。亀裂には段差も生じており、斜面全体の滑りが始まっている兆候と思われる。大きな人的被害の可能性もあり、緊急の対策が必要である。これは校長会の要望書の一部です。

やはり学校は本来、安心・安全な場所でなくてはなりません。失礼であります。教育長や部長は、篠島小学校の実際にある、あの亀裂の入った坂道を歩いてごらんになったことはありますか。子どもたちは毎日あの坂を下って運動場まで行っております。危険であると感じなかったのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

まずは、私も教育長も現場のほうは確認しております。その場所が、傾斜が急で通路に亀裂が入っているため危険であることも認識はしております。

ただ、予算の兼ね合いもありまして、またほかの小・中学校も含めまして、要望箇所が多いことから、いつ改修を行うかという時期については、現段階では断言できませんが、地域からの要望の声も聞いておりますので、改修できるよう努めてまいります。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

積極的に、教育委員会の予算の枠もありますので、そういうところも利用しながら、優先順位という問題もありますけれど、緊急性があると思います。私が歩いてみても、子どもたちは上手にそこをクリアしながら遊び場へ行っています。慣れてきたのかなというふうに思っていますが、しかし、やっぱりあるときに、そこに引っかけて、そして顔からぶつけて歯を折ったと。これはもう言い逃れできません。学校の校長の責任でもあるし、教育委員会の安全配慮義務責任も問われます。なので、ぜひとも緊急な対策をお願いしたい、このように思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

本年3月議会においても、学校のトイレ洋式化については内田議員より御質問があり、町としての考え方を答弁させていただきました。

その折、洋式トイレの必要性は認識しているが、限られた予算の中で学校施設の改善全てを一斉に行うことはできないため、優先順位を決めて取り組むと回答させていただきました。

篠島小学校においても改修を必要とするところがたくさんありますので、先ほどの答弁にもありましたとおり、施設の改善につきましては優先順位を決めて取り組みたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今の回答も、やはり優先順位というような立場でありますけど、本来、学校の階にトイレがないなんてあり得ないんです。だから、篠島小学校が中高一貫のところに移動したときに、一定程度の教育委員会が配慮しなければならない、そういう責任があったというふうに私は考えておりますが、しかし、現状は3階の5・6年生と特別支援の子たちがわざわざ2階まで下りてきて、そしてトイレをせざるを得ないという状況は続いているわけです。

人数が少しずつ減っていますので、極端に並ぶということはないそうではありますが、先生方にお聞きすると。しかし、やはり和式トイレが2つありまして、男も女も。そこは使わないと。だから、どうしてもやっぱり洋式トイレのほうを使ってしまうという、そういう声です。

なので、ぜひともこれは実現していただきたいと思うんですけど、そうすれば子どもたちの不便さ、それを解消できると思うんですけど、もう一度いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの内田議員の御質問に対して答弁させていただきます。

議員がおっしゃるように、トイレのない階の不便さを緩和するために、トイレの2階の和式の洋式改修は優先すべき事項であるとは考えますが、先ほどの部長の答弁にもありますように、改修を必要とするところがほかにもたくさんありますので、優先順位を見極めながら施設の改善に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

南知多町の小・中学校において教育条件や教育環境を整備していくことは本当に必要だというふうに思います。

しかし、実際にこの篠島小学校においては、初めから3階にはトイレがなかった。これはそういう点では特例事項ですので、優先事項に変えるということは必要に思います。

ぜひとも実現してください。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

篠島小学校においては、教職員住宅から学校が遠く、通勤や出張時に車による移動が不可欠であるため、町としましては、業務上必要な業務で使用するために公用車2台を用意しております。また、不足分に対して私用車を使用していることも認識しております。

このようなことから、私費による車を利用しなくて済むよう、また島外から出勤する非常勤職員や来客を送迎するなど業務外の負担を軽減する目的で、今年度、島内タクシー借り上げ料を予算計上させていただきました。

公用車配備の要望につきましては、その分教職員の送迎の負担が増えてしまう可能性がありますので、今年度からのタクシー利用の実績を踏まえ、検討していきたいと考えておりますので、現時点では配備の考えはございません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

まさにタクシーの利用ということで、新たに38万円ですかね、それぐらいのお金を篠島小学校に措置したということを知っております。なので、積極的に先生たちも利用ができるといいなと私は思っていますが、しかし、今、島に勤める先生たちは、昔の先生たちとは違います。島ではない普通の家庭生活がございます。なので、今、水曜日と金曜日は帰るといふ、それを原則として篠島小学校の学校運営が校長を中心としてやられております。

昔のように、住むのは当たり前。そういうふうでは、とても先生たちは島の勤務に対しての抵抗が非常に大きくなってしまわないかと私は思うんです。だから、特段の配慮をしていく必要があると思います。現在の教職員の勤務状況を考えたときに、やはり今の2台の公用車だけでは絶対足りないんですね。結局、5台を使わないと、朝学

校へ来るときに、時間的な関係では、このような形で水曜日・金曜日なんかは利用しているそうです。

6時半の方、7時の方、7時半の方、大体このぐらいの時間を決めておいて、そして篠島の船着き乗り場のところに5台置いておいて、1人は事務職員の方が毎日実家へ通うと、そういう方が見えるそうなので、その方のある面では専用の形を1台置いておかなきゃいけない。そうすると、あと4台ですね。その4台の中に、要するにその時間に来たところで乗り込んでいくわけですよ。乗り込んで、行かないと自分の勤務時間までに間に合わない。

実際に、早く来た人は歩いてもいいじゃないかという、そういうふうな言い方もできるかもしれませんが、しかし、現実的ではありません。授業の前に準備したい先生も見えるし、だから、できる限り福利厚生、勤務条件の改善をするのが建前だと思います。

全員が出張に出るときもありますので、必ず5台要るんですよ。年に2回か3回は研修があつて、そのときに一定の時間の船に乗らなきゃいけないから、そこに間に合わないかんのです。それをピストンをして2台だけで間に合うというのはとても無理であるということが、これが先生たちの現状なんです。

だから、3台買わざるを得ない、リースせざるを得ないということが、これが実態なんです。

このような歴史が続いているわけですので、よく理解していただきたい。校長会の要望は、1台は公用車にしてほしいと、もう一台。今、2台は公用車です。でも、もう一台も公用車にしてほしい。1台のリース代は大体25万円ぐらいです。そういうふうに、もう既に具体的に校長会は積算しております。3台では77万円、そういうようなことを言っていますけれども、だから約25万円あれば、1年間出す、そうすれば先生たちの不便さを1年解消できるんじゃないかと、そういうことなんです。

だから、今タクシーの実績を見てということをおっしゃいましたけど、ここで1つ質問です。タクシー券は、通勤・退勤でも、これは利用できるということで了解しているんですね、公用の出張じゃなくて、通勤や退勤で利用もこのタクシー券はできるということを知っているんですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの内田議員の御質問につきまして答弁させていただきます。

今年度予算計上いたしました島内タクシー借り上げ料は、先ほどの部長の答弁にもありますように、島外から出勤する非常勤職員や来客を送迎するなど、教職員の業務外の負担を軽減する目的で計上したものでありますので、通勤・退勤に対し使用できるものではありません。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

残念ですね。せっかくタクシーを導入して、やっぱりここが福利厚生なんです。職員に対する。確かに形式的な判断でいえば、学校の校務に使うためのタクシーだと。そういうふうな形で簡単な割り切りをしてしまえば、そうになってしまうんですけど、そこがうまくいかないというのが今の島に勤務する先生たちの実情なんです。

だから、ぜひともこの問題は、公務とそれ以外の通勤、そして退勤までの利用まで広げていただきたい。このように思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思えます。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 1－4 につきまして答弁させていただきます。

御質問の 1－3 でも答弁させていただきましたが、私用車につきましては、主に通勤や私的な外出に使用するものであると認識しております。島に勤務して負担が増加することは否めませんが、私用車に係る諸費用を負担することは、公金の支出には適さないものと考えています。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

残念です。やはり先生たちの負担をちょっとでも軽減しようと、そういう姿勢をお金の面を出していただきたいと。これが校長会の要望なんですよ。

実際に調べてみますと、篠島小学校へ赴任すると、1年目の先生は年間で5万4,000円出すんですよ。2年目、3年目の先生は2万4,000円出す。

そしてそれを積み立てて、3台のリース代にかけているという、これが実態なんですよ。

なので、やはりこの私的な車であるというふうな決めつけ、やっぱりこれはまずいんじゃないかと私は思うんですね。半分やっぱり公用車的な性格を持って、リースの車を使っているという、そういう認識が町にはないんでしょうかね。そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいですが。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの内田議員の御質問につきまして答弁させていただきます。

先ほど部長も申し上げましたが、公用車が不足しているときに、公用に対して私用車を使用していることは認識はしております。

しかし、主に通勤等に使用している私用車を一部公的な使用をもって公用車扱いとする認識はありません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

そういうことなら、やはり公用車として、もう一台増やすと。今2台の公用車というふうな位置づけに教育委員会はなっていると思います。それを篠島小学校の公用車を1台増やして、公用車として3台にすると。そうすると、一番考え方としてはすっきりします。

だから、ある面ではそういういろいろなお金の面だとかがあると思いますけれど、ぜひともそういう点での工夫をしていただきたいと思います。

特に福利厚生の方では、例えば私ちょっと調べてみました。愛知県の例規集というのがあるんですね。教育例規集というのがあるんですよ。その1,678ページに、旅費に関

する、通勤手当に関する規則というのが決められております。この第8条の3項、片道5キロ未満の自動車等の使用については、2,400円の通勤手当が出るということです。

つまり、先生たちは、あの篠島の港から篠島小学校まで、実際にはほとんど毎日というぐらいどなたかが、帰る方もいますので、必ず全員が泊まっているわけじゃないですよ。だから来ているわけですので、その車を通勤の車として、私用車ですけど使っている。それならば、歩いて30分の道ですが、5キロ未満ですよ。ならば、2,400円の通勤手当は対象としてとしてありますよということが県の教育委員会の例規集にはちゃんと書いてあります。なので、それを対象として、取りあえず通勤手当が出るような形の仕組みを検討していただけないか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

教職員につきましては、愛知県の教職員でありますから、給与支給等は愛知県からされます。まずは愛知県の給与等に関する規程、先ほど内田議員が言われたような規則、そちらにおいて行うべきであると考えております。その中で、できないところを法令に照らし合わせて、町は町で調整できる範囲で負担の軽減を図りたいと思っております。

愛知県の規則までは分かりませんが、2キロ未満につきましては、現状、南知多町の規則になりますが、そちらは通勤手当は出ていないと思います。愛知県はその辺がどういう状況になっているか分かりませんが、現状、篠島でいきますと、宿舎から2キロございませぬ。そういったところも加味して、愛知県は決めているんじゃないかなというふうに思います。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

実際に、これは校長会の先生たちの声なんですが、離島に勤務した場合のいわゆるメリットの部分と負担の部分と、きちっと校長会の要求書の中には書いてあります。何と書いてあるか。離島に勤務したら、僻地昇給はできる、準ずる手当も出る、赴任旅費も出る、単身赴任手当も出る、通勤費も若干出る、教職共済の慰労金も出る、島民券も出る。だけど、損失のものは何かというと、住居手当、通勤負担分、船賃、駐車場負担額、

車両維持費、それから宿舎費、そちらは3,400円ですか、毎月毎月泊まるのに取られております。それから水道光熱費。

それを試算すると、半田市在住の独身者が通った場合、年間どれだけの負担になるかといったら20万円の赤字になると。というふうな試算を出しているんですよ。これは先生たちに対して、特別な配慮をしてあげる必要があると思います。ぜひとも考えてください。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

離島勤務者の駐車場について、今年度より師崎字西新町の町有地とみさき小学校用地に合計26台の駐車スペースを確保し、教職員の金銭的な負担を少しでも解消できるよう改善に努めました。しかし、残りの教職員については、師崎港立体駐車場を有料で利用しています。

新しい師崎港駐車場の利用につきましては、島民の利用希望者が多い中、優先的に教職員の駐車場を確保することは困難であり、また駐車代の補助につきましても、私的な利用の側面が多いため難しいものと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

島に来る先生たちは、なかなか南知多町まで来ない。ましてや島で勤務しようという意欲ある先生は、昔に比べると本当に減っております。だから、特別に何らかの措置をつけて、40代、30代の先生に来てもらう。そして、あとは新任のどこでもいいよという、先生は南知多町の島に教職に行くというのが実態です。3年間たったら、何とか別の場所に行けると。こういう状況の中で、やっぱり自分の車をどこかへ置いておかなきゃいけないということで、以前は師崎小学校の西のところ止めて、そしてお金を払って駐車をしていたということで、そのことが一定改善をされて、それはありがたいと思います。

だから、多分、校務、教務、教頭、校長は今の立体駐車場を利用して、内田さん、これ、すぐあんたが対応しなきゃいけないから、そんな遠くの西の駐車場まで行くことはできないんですよ。だから、お金を払ってあの立体駐車場を利用せざるを得ないと、子どもの安全のためにね。そういうことを言っていました。

なので、やはりこれは島に勤務する先生方をちゃんと確保する上でも、県教委の責任でもあると思います。だから、どうしたら島に来る先生たちに、きちんと安心して喜んで、島の教育というのは本当にうれしいと、子どもたちが親身になって島の方々も本当に身近な生活者として付き合っただけありがたいという、そういう島に勤務した方からも私は聞いたことがあります。私は島には勤務したことはありませんけど、島に勤務したときの教職員の喜びというか、楽しみというか、子どもたちの笑顔というか、そういうものは本当に大事だと思うんですよ。

なので、やはり先生たちに島に来てもらえる、南知多を選んでもらえると、そういうふうなことをするためには、本当に十分な教育条件、そして勤務条件、これを整備することがとても大事になってきておると思います。

今小学校教員の倍率が2.3から2.4でしたかね、本当にどんどん減っているんです。私たちのときは大体6倍から7倍ありましたので、そういう点での先生の数は、本当になりたくないという先生もたくさん今ある中で、どういうふうを考えていくのかということ、本当にこれは求められていると思います。そういう点では、県教委と、島の教職員の勤務条件について交渉していただきたいと思うんですよ。こういうふうな私費負担が出ていますよと。これだけのお金がかかっているのに、何とか県教委としても、任命権者は県教委ですからね。任命権者としての責任ある対応をしてもらえないのかという、そういう交渉をするつもりはありませんか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの内田議員の御質問につきまして答弁させていただきます。

議員がおっしゃるような離島に勤務する教職員からの要望につきましては、教職員から愛知県に対しても同様の要望がされていると認識しております。町といたしましても、機会があれば県に対し要望していきたいと考えております。以上です。

○6番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

篠島小学校のプール管理に当たり、樹木の剪定等、教職員の方に業務外の作業をしていただいたことについては申し訳なく思っております。町としましては、教職員の負担軽減のため、令和4年度よりプール清掃を業者委託としており、令和4年度はプール内外の清掃を委託しましたが、令和5年度からは予算の都合上、清掃委託はプール槽のみとし、プールサイドの清掃は原則、教育委員会職員を中心に教職員にも手伝っていただいた中で行いました。

しかし、行き届かないところを別の日に教職員が清掃をしていただいたと聞いております。今年度も昨年同様の清掃作業を委託しており、樹木剪定等足りないところにつきましては、教育委員会職員を増員し、清掃作業を行っております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

お金の少ない中、一部事務局のほうも手伝っているというような形でした。

1つ確認ですが、今年のプール清掃については、清掃の中身は業者がやると。そして、周りについては教育委員会の職員の方々がやって、現場の教員の手は借りなかったということよろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

今年度のプールサイドの剪定等の清掃は、教育委員会職員5人で丸一日かけて行っておりますが、最後に少しだけ教職員の方が現場の確認を含めて御厚意で手伝ってくれております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ぜひとも子どもに向き合う時間を確保するという、そういう立場から、状況整備をしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

現在の新校舎建設に当たってのクラス数は、議員がおっしゃるとおり、令和10年度開校時の生徒数から、各学年3学級と特別支援学級3学級、合わせて12学級を想定し、令和4年度に基本構想・基本計画を策定しております。

その中で、5月に行われた新学校建設に関わる住民説明会でも説明させていただきましたが、建築資材等を含め物価高騰による学校建設費が増加していること、また学校用地斜面ののり面对策工事が必要となりました。当初計画時の総事業費26億円に対し、基本計画時では38億円と事業費が1.46倍と、かなり増額しております。

このような状況において、町財政の面から、また新たにのり面对策工事が必要となったことから、開校時期が遅れる旨説明させていただきました。

新校舎建設につきましては、今後、開校時期も含め再検討させていただきますが、1学級の人数につきましては、今までの答弁にもありますとおり、県が定める学校編成基準に従って計画をまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

私どもも説明会に出ましたので、大体の様子は分かっているつもりですけど、取りあえず開校時期を、教育委員会としては令和10年から3年遅らせるのか、5年遅らせるのか、7年遅らせるのか、そこら辺の具体的な方向性はどのように考えているか。そして、クラス替えができるという統合の基本理念、つまり2学級が必要だと、そういう最低の考え方は、これは維持することが必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

開校時期が令和10年度から何年遅れるか、こちらにつきましては、現時点では決まっておりません。それを含めまして、この1年かけて検討していくつもりです。まずは住民説明会でもお話しいたしましたとおり、7月末をめどに再検討案を出す予定をしております。

次に、統合の基本理念、こちらにつきましては原則変わりませんが、学校建設に当たっては、県が定める学校編成基準により計画をいたします。また、クラスの人数においても学校編成基準により行います。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

先日、私、教育委員会を傍聴させていただいたところ、令和17年の中学校の子どもの数が出ておりました。127人ぐらいでしたか、たしか。それで、やはり実際の子どもの数は大体50人ぐらいですので、毎年出生している数が。なので、このままいくと今の40人学級を続ければ、1学級でもいいと、こういうふうな考え方になってしまいます。

それは統合のときのクラス替えができる条件整備という、それとは違反すると思いますので、少なくとも南知多町として、やはり未来ある町として、30人学級、20人学級、35人学級、それを乗り越えて30人、20人というのは、普通は中学校だとヨーロッパなんかは当たり前なんです。

なので、そういうことを見通して、やっぱり今の学級数を維持し、そして国に対しても要望し、そして町としても、子どもたちの少人数学級のよさ、そしてクラス替えのよさ、これが両立できるような、そういう体制整備をぜひともお願いしたいと思っております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問 2-2 につきまして答弁させていただきます。

のり面工事につきましては、極力町の負担が少なくなるよう、当初、校舎西側のり面が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、県が行う急傾斜地崩壊対策事業として実施できないか協議しておりました。

しかし、当該土地が盛土規制法で定める造成地に当たることが判明したため、県事業として実施できず、町事業として実施せざるを得ない状況でございます。

今後は、少しでも国や県から補助が受けられるよう、補助事業の創設を働きかけていくとともに、借入れに際しての交付税措置についても十分検討することで、町の負担の圧縮に努めてまいります。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

今、のり面工事に 5 億円を使うと。そして豊浜の総合体育館辺りの平地に計画したらどうかという、そういう町民の声も聞かれました。だから、今の豊浜中学校を別なところに、もっと豊浜の中で計画してはどうかという、そういうことですね。旧豊浜中学校に無理にこだわるのではなく、のり面工事計画の動向いかんでは、別な場所の計画の構想もあり得るんですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

まずは、現在計画しております旧豊浜中学校跡地で幾らかかるか、また令和何年に建設できるか、そういったところを検討したいと思っております。

その案をお示した上で町民の皆様からの御意見をお聞きし、別の場所に建設すべきという意見が多くあれば、そちらについても検討していくことになるかと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

やはりゼロベースで考えてみたらどうだという、そういう声も説明会の中では出ておりました。なので、やはり今回の26億円から38億円ですか、そのお金に今後まだ物価高騰が続いておりますので、恐らく2年、3年たてばもっと上がると、こういう状況が続くと思います。なので、それを見通して、本当に住民が納得するような案を7月に出すというようなことを今おっしゃっておられましたので、徹底的にそれを町民で一緒になって論議をして、そして町民合意のある、そして見通しのある学校建設にさせていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問3-1につきまして答弁させていただきます。

津波避難経路の安全確保のためにガードレールを設置し、太陽光充電で発光する装置の設置については、町の防災対策事業補助金を自主防災組織において活用していただきたいと思います。これは、自主防災組織に対して行っている補助金で、上限5万円となります。

夜間に光る装置については、住宅の庭先を照らす照明をはじめ安価なものもありますので、目的に合ったものを各自主防災組織で取り付け、整備していただきたいと思います。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

避難対策の見積りを取って、やっぱり上限5万円では足りないと思うんですね。町として、各自主防災会を援助するつもりはあるのかということが1点。それから昨日の討議で、豊浜に200万円の防災関係のお金が来ておりますよね。それを利用して、やはり自主防災会として避難経路の緑の印をつけるということも可能でしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

5万円を超えたときに援助するつもりがあるかということですが、ただいま総務部長より答弁がありましたとおり、上限5万円の防災対策事業補助金にて、自主防災会において発光装置は設置・整備していただきたいと考えています。

この補助金事業も予算の範囲内で事業の要綱に沿って多くの自主防災会に補助ができればと考えていますので、その年度で5万円が不足しても、町としては援助することを考えていません。

それから、また200万円のコミュニティの自主防災会育成のほうでこの事業を制度の中でできるかというところでございますが、今回は豊浜地区のほうは申請段階で、決定が来る段階、もう中身もある程度申請しておりますので、今回についてはできない。中身、こういうものができるかどうかというところ、ちょっと申請先が支出の加減で通るかどうかわからないところがありますので、今、ちょっとお答えすることができません。申請してみても諮るようなことが出てくると思われます。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ぜひとも安心・安全な、特に豊浜の地域はすぐに津波が来ます。だから、私に相談があった方は、山の上に自分でビニールハウスの避難所を造っておりました。毛布はあるわ、シートはあるわ、食料はあるわ、水はあるわ、それぐらい危機感を感じてみえる方なんですわ。

だから、やっぱりそういう点では、しっかりと対応していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問3-2につきまして答弁させていただきます。

太陽光発電の照明器具について、設置費用は1基当たり100万円ほどかかります。例えば64か所ある避難場所に1基程度設置し、避難経路にも設置するとなると、多額の費用が必要になります。そのため、現時点で設置を進めることは難しいと考えています。

夜間の避難に備え、日頃から懐中電灯の準備をしていただくことは大切です。また、

自主防災組織においては、避難誘導のために町の防災対策事業補助金を活用し、誘導灯の設置などを検討していただければと考えています。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

調査については必要だというふうに思うんですけど、実際に現場は、今の避難場所はどういう問題があるのかということについては調査して、もう既にその表はあるんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

町全体の避難経路などの調査につきましては、平成25年度、平成26年度の業務委託により、避難場所、避難経路について災害危険度判定調査を行っています。

その調査では、避難場所、避難経路について現況調査を行うほか、収容可能人数、避難者数、危険度、リスク等を調査していますが、先ほどから質問の中にあるような夜間の暗がりの調査については行っておりません。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

まさに今回の要望の方は、夜、避難するときに困るということですので、ぜひともその夜の避難のときの調査もお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問4-1につきまして答弁させていただきます。

令和6年4月24日に人口戦略会議が発表した令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートにおいて、南知多町は消滅可能性自治体に当たるとされています。このレポ

ートでは、20から39歳の女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体と定義しています。女性の出生率という一面的な見方ではありますが、人口が減っていることは重く受け止めています。

その中で、南知多町は、人口の自然減対策が必要、社会減対策が極めて必要と分析されています。今回の発表は、人口減少対策として町が把握している内容であります。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

今回の発表の仕方が、やはり女性をターゲットにしたような調査になっています。人口減少の原因は、男女問わず若者の人口流出や結婚・出産の困難さにある、そういうような形で考えるべきだというふうに、ここは一致すると思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

分析につきましては、先ほど総務部長からも答弁したとおり、一面的な見方であることはそのとおりであると考えております。ただ、人口減少の原因はいろいろあるんですが、その中でも特に社会減少対策が必要であるというように分析されているとおり、私どもも男女を問わず若者の転出が大きな原因であるというふうには考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

これを一つのきっかけとして、やはり南知多町の根本的な対策というか、もう既に18歳までの医療費の無料化なども、町長さんなんかはちゃんときちっとやられていたわけですので、それに対して、じゃあ何が必要かと。ふるさと納税のお金を増やすことも大事なんですけど、やはり生きている人間に対して何ができるかと。その視点が本当に、

特に人口流出の場合は特に大事だと私は思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問4-2につきまして答弁させていただきます。

本町の少子化は、20代の転出による人口減少が一つの要因でございます。この年代の人口減少は、出生数の減少に直結しており、転出を減らすために一番必要な対策は、南知多町に住み続ける、あるいは住んでみたいと思う魅力的な仕事づくりでございます。現在、見直しを行っている南知多町総合計画の中期では、3つの基本目標のうち地元をにぎわす仕事づくりを最優先に位置づける予定でございます。

具体的な対策としまして、事業活動が持続可能となるよう産業団体などと話し合い、サポートを進めていきます。加えて、町ができることとして、ふるさと納税3.0という南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金を創設します。これは新たなふるさと産品の創出、または既存のふるさと産品の生産を強化しようとする事業者に対して補助金を交付するものです。この政策を行うことで、地域の活性化及び産業振興並びに雇用の促進により、町民生活の質の向上を図り、少子化対策につなげてまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

昨日、ふるさと納税の講演会がありましたので、大体のおよその今後の方向性は分かるんですが、特に産業団体との話し合いのサポート、これは具体的にはいつからどのような形で始めていくんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、答弁させていただきます。

具体的に新しい協議会を立ち上げるとかということではなくて、商工会や事業者の方とも話し合いをする機会を設けまして、企業活動を続けていく上での課題を共有して、解

決方法を模索して、支援できることをやっていくということでございます。

今年度の総合計画の見直しの中で、関係課ともその内容については協議を進めていく予定でございます。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

企業を誘致したりだとか、それができれば一番いいと思うんですけど、具体的なふるさと納税の、いわゆるクラウドファンディングで増やしていくというような部分も含めて、併せて実際に今、保育で悩んでいる方々、教育の現場で悩んでいる方々、それに対する支援、これも本当に大事だと思いますので、放っておかないように、クラウドファンディングだけの支援で、南知多町はそれでいくんだみたいな形での、そうではなくて、やはり具体的に、保育、教育、そして福祉、障害、様々な部分での個別の要望についてはしっかり対応していただきたいと考えております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは御質問4-3につきまして答弁させていただきます。

消滅可能性自治体という名称は、町がなくなるのかと誤解させるものですが、議員のおっしゃるとおり一面的な見方でありますので、人口問題を考える警鐘と捉え、先ほど答弁しましたように対策を取っていきますので、特段の抗議が必要とは考えておりません。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

消滅可能性のある自治体として、人口減少を女性に押しつける時代錯誤の今回の分析であります。これは問題です。

国連が発表した「世界人口白書2023」ですが、女性1人当たり2.1という出生率から

外れた値は、多くの人に赤信号として受け取られます。これより高い値は人口爆発として、低い値は人口減少のサインとみなされるのです。こうした見方では、課題と解決策はどちらも女性の身体に関連づけられます。気候変動に対応するには、産む子どもの数を減らすよう女性たちを説得すればいい、高齢化社会に対応するためには、もっとたくさん子どもを産むよう女性たちを説得すればいいとなるわけです。

女性や少女の身体はこうして理想的な人口を実現するための手段として扱われるのは、彼女たちが社会的、政治的に、経済的に、いまだ従属的な立場にあるためであると、そのように指摘しております。

女性や外国人、疎外された人々に対して、恐怖と非難の矛先を向けることに陥りがちな警告をしていると考えますが、もう一度、どのような考えを持っておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、答弁させていただきます。

「世界人口白書2023」の概要を補足引用させていただきますと、人口白書は、一人一人が自分の生殖に関する将来の展望について自由に選択できる世界の実現に向けて主張をしております。各国が人口の変動を統制しようとするのではなく、これに適応することによって、人口動態に関する強靱性を構築する世界を求めていますとあります。

一方、人口戦略会議レポートの前文では、各地方自治体や地域の人口の実態と課題を考える上で参考にしていただければとありますので、受け手の判断に委ねられるものと考えており、町としてどのように捉えるかが重要であると考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

まさに人口消滅、町が消滅すると、そんなことはあり得ないですよ。だけど、やはり警告としてはしっかり受け止め、南知多町の施策を、町長をはじめとして本当に議員もそうですけど、何をするのか、今後、その話をぜひともやっていきたい、このように思っております。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 1 1 時 2 6 分 〕

〔 再開 1 1 時 3 5 分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで、発言の申出がありましたので許可をします。

内田議員。

○6番（内田 保君）

先ほどの発言のところで、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

豊浜地区が特に津波で危険と、そのような形で受け取られかねないような、そのような発言にしたかもしれません。

南知多町においては、山海も内海も海に面し、また日間賀島、篠島も海に面しております。極めてやはり津波の危険地域が多いと、そういうふうな形で理解していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。訂正いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、8番、服部光男議員。

○8番（服部光男君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読とさせていただきます。

1. 能登半島地震を踏まえた検証パートⅡ「わが町に災害支援は来ないのでは」。

能登半島地震が発生してから、6月1日で5か月が経過した。データの上では、5月1日現在で4,600人がいまだに避難所暮らしを余儀なくされています。

その方たちを含め、入居を待っている仮設住宅の建設も、石川県の見積りでは6,421戸を必要とする中、いまだ3,000戸余りが完成を待ちわびている状態です。

前回の3月議会の一般質問では、町に対する外部からの支援を受けるために早期の陸路、海路の確保について質問をしたが、その後、南海トラフ地震による影響を調べてみると、自衛隊の支援に関しても南海トラフでは津波で多くの自治体が機能しなくなるおそれがある。支援に関しても超広域になるので、部隊がすぐに全域で活動するのは不可

能に近いと言われている。

また、地震の影響も、日本の太平洋側を中心とした地域全般が被災する可能性が大きい中、支援も大都市を優先するとあり、伊勢湾内のこの地域に支援が早急に来ることすら危ぶまれている。

この際、支援は来ないとした上で町を挙げての自助に徹した防災活動を展開する必要性から、以下の質問をする。

(1) 支援は来ないという持論を述べたが、能登半島地震に際しては震災発災後、全国から支援の輪が広がったが、半島の現実として支援が届きにくい事情があった。

南海トラフを震源とした巨大地震が発生した場合、支援を受ける側としては各地からの支援が届かないということは最悪のシナリオだが、それを踏まえた上での対策もできているのか。

(2) 南海トラフ地震が発生した場合、被災地域が広域的となり末端まで支援が届きにくくなるという可能性が大きい。それに、物資の支援や電気などのインフラ整備も当然優先順位があると思うが、名古屋という大都市圏内での南知多町の支援順位についてはどのように考えているか。

(3) 南海トラフ地震の対応として、多くの自治体では事前復興計画を準備していると聞く。3月議会の一般質問では復旧について質問をしたが、我が町での事前の復旧・復興計画についての策定状況を教えてほしい。

2. 半割れ、全割れへの対応は。

南海トラフ地震の最悪のシナリオとして、半割れによる東西の連動及び短時間で南海トラフ全域が震源となる全割れという現象がある。

中でも、半割れは歴史的にも繰り返されていて、想定震源域の片方でマグニチュード8.0以上の地震が発生し、反対側で連動する次の巨大地震に対しての警戒が必要とされた場合に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される。

南海トラフ地震では被災する範囲が広く、支援が行き届かないことも想定される。さらに、被害が小さかった場合でも、次の巨大地震に備えるため、他県からの救助が期待できない可能性が分かってきた。長期間の苛酷な避難生活を自力で生き残らなければならない恐れがある。

西の半割れ、東の半割れと言われても、この地域では双方からの影響が大きくなると予想をされることから、2度目の大地震があれば残った家屋の倒壊も危惧される中、今

までの常識を超えた防災対策が必要になる。

そこで、以下の質問をする。

(1)本町には、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、1週間の事前避難を呼びかける事前避難対象地域はあるのか。

(2)南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、学校及び各家庭の対応、また各事業所や漁業関係者などの望ましい行動はあるのか。

(3)南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、最も警戒する期間は1週間と聞くが、1週間が過ぎた後は住民はどのように対応するのが望ましいか。

3. 災害への町の対応力を問う。

地球温暖化の影響もあり、台風などの風水害も過去の常識では対処できないことが多くなってきた。地震に関しては予測不可能ということで、災害については、いつ、どこで、どれほどの規模の災害が起こるのか分からないが、しかし、事前準備の仕方で命を守り、その後の復旧・復興に大きな違いが出てくるということを今も学んでいます。

能登半島地震では、お正月の、また帰省中に地震が起こりました。そして、地震時に火災が起きるなど複合災害にも見舞われました。

そこで、いろいろな災害への対応力について、以下の質問をします。

(1)避難所の準備としては台湾と比較しがちですが、能登半島地震では避難所開設の準備もしていなかった市町とは別にパーティションの準備はあったのだが、避難者が集まり過ぎてパーティションの場所の確保ができなかったところもあったそうです。

我が町でも避難訓練は定期的に行われていて、各地区での公民館に集まる人数はおおむね把握していると思いますが、その先の避難所、例えば南知多中学校へ各区から何人集まるのか把握できているのか。

(2)熊本地震の避難者から避難の仕方が変わってきたことは前回の3月議会でも述べたが、避難所に人が集まるのは一時的で、被害の状況を見て車中泊や自宅で避難生活をする方も増えてきた。

しかし、その自宅も電気、水道が止まった状態では支援が必要だが、それらの方への食料などの支援に差が出ていたのも事実のようである。

今後の避難所運営をさらに見直し、自宅や車で避難された方にも名簿づくりや情報伝達などを手伝っていただくことで、実態の把握や避難所のスペースの問題も少しは楽になるように思えるが、今後の訓練に生かせないか。

(3)大雨、台風はある程度の予測も可能ですが、地震は前触れもなく襲ってきます。また、熊本地震のように大きな揺れが来たその後に、さらに本震が来るような場合もあります。

お正月以外でも、海水浴や花火大会のとき、昼、夜、祭りなど、まさかと思うときに発生するかもしれません。不測の事態に備え、地域の訓練でも夜間訓練や時間を知らせない訓練などを取り入れるなどの検討はできないのか。

(4)地震と火災は、関東大震災や阪神・淡路大震災、そして能登、輪島でも発生した。輪島市での火災の原因は電気火災と言われているが、私たちの家でも避難の際にはブレーカーを落とすと言われながら、なかなか実践できないと思うが、各家庭でも電気火災を防ぐことに貢献できるのが感震ブレーカーの取付けである。

やっておけばよかった、そんな思いにさせるきっかけとして、感震ブレーカーの取付け補助の制度を実施してもらえないか。

4. 仮設住宅に関する支援が来ないときの対応は。

能登半島地震では、5月1日現在、4,600人が避難所生活を送っている。

地震直後の3万4,000人と比べ、およそ7分の1の避難者にはなっているが、仮設住宅を見た場合、必要数6,421戸のうち約半数の3,300戸が完成していて、全戸が完成するのは8月になるという。仮設住宅の建設がこのように遅れているようである。

そこで、まずは建設の遅れ及び住宅に関して質問をする。

(1)仮設住宅の建設遅れについては、資材や建設作業員の不足が大きな要因と言われているが、建設の遅れへの現時点でどのような事前準備をしているのか。

(2)先日の報道の中に、木造の長屋風仮設住宅が100戸完成したとあったが、今までのパネルを組み合わせたような簡易工法ではなく、しっかりした木組みの住宅のようである。

本町における仮設住宅はどのような工法を想定しているのか、また仮設住宅の規格はどのようなものか、分かる範囲で教えてほしい。

(3)応急仮設住宅の入居期間は原則2年間となるが、その後の災害公営住宅となると、家賃を払い、そこに住み続ける可能性が出てくる。その場合、今の時点で規模は予測できないが、そこに新しいコミュニティーができることになるということは、今後の生活の上での利便性を考えての建設場所選びをしなければならない。

建設場所の再選定及び今後のまちづくりとしてのコンパクトシティーなどの構想もあ

るのか。

5. 瓦礫処理方法について問う。

能登半島地震においても、地震や津波災害で出たごみ、いわゆる震災ごみの処理については各自治体が頭を悩ませているところだが、災害現場によっては30年から60年分のごみ処理が必要であると言われている。

通常の災害であれば周辺自治体の支援による広域処理も期待できるが、南海トラフ巨大地震を想定した場合、ごみ処理にしても支援が少ないと思っの対策が必要である。

そこで、以下の質問をする。

(1)瓦礫処理の費用負担では、通常国が97.5%で残り2.5%を自治体が持つと言われているが、能登半島地震の震災瓦礫の処理を見ていると、倒壊家屋等の解体すら公費によって処理しているが、町としてはどのような見解を持っているのか。

(2)震災で被害を受けた家庭などから出た瓦礫及びごみの集積場、仮置場も道路事情や土砂災害の起きない場所選びが必要となると考える。

本町においては、まずは災害廃棄物の仮置場の場所選定はできているのか、または見直し等の状況はないのか。

(3)混ぜればごみ、分ければ資源と言われるように、ごみの収集処理についての第一歩は分別が大切である。

大まかでよいが、災害廃棄物の収集及び分別のスケジュールや仮置場でのごみの分別を行う人員、災害廃棄物の受入れのための作業員は民間の力も予定をしているのか。

(4)震災廃棄物の仮置場については、仮置場の開設が不十分であったり、設置場所が遠いなどの原因で、被災住民が身近な場所に災害廃棄物を直接搬入する地域仮置場（勝手仮置場）についても早期復旧・復興に役立つ取組だと考えるが、検討してはどうか。

(5)能登半島地震の瓦礫処理で、宮城県が大津波で壊滅的な被害を受けた東松島市で実際に行われた東松島式震災ごみリサイクル、いわゆる東松島方式で支援するとの報道が出されました。

南知多町においては、瓦礫を含む震災廃棄物についてどの程度の発生量を想定していて、早期復興につなげるための処理計画は持っているのか。

(6)東日本大震災からの復旧事業として、東松島市ではごみの分別を業者と共に被災した市民が手作業で分別を行い、その結果、リサイクル率99.2%を実現し、震災で仕事を失った人たちの新たな雇用となったそうですが、この事例を参考にしてはどうか。

壇上での通告書の朗読はこれで終了しますが、再質問におきましては自席で対応しますので、よろしくお願いいたします。

今回、質問もかなり詰め込んでありますが、安心・安全のための内容としまして、担当部局におきましては簡潔で前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、人命救助のために重要な72時間を意識した緊急輸送ルートの通行確保やプッシュ型の支援物資輸送等をタイムラインに定めており、本町としては発災4日目以降に支援が届くと想定した対策をしています。

しかし、十分な支援が受けられない可能性もありますので、住民の皆様に対しては町広報紙や地域での防災講話で、食料、飲料水、簡易トイレなどの備蓄を最低3日分、できれば1週間分を目安にさせていただくよう啓発をしています。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

発災4日以降に支援が届くというのが今までの通常の想定でしたが、周りの災害が大き過ぎて支援の分散、細かいところまで支援が届かないかもしれないときの対策、いわゆるプランBを備える必要があるという内容でございます。一番困ることを想定したとき、町の職員だけでどれほどの業務ができるかということです。

他の市町からの応援が来ない、そのとき何ができるか、何をすべきか、業務の優先順位は考えておくべきだが、あるならそれを教えてほしい。

そして、万一の状況を町民にも理解してもらうためにも、今のありのままの状況を教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

町では業務継続計画を策定しており、人的・物的資源に制限がある状況下において優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、それから業務継続に必要な資源の確保等について定めて実施しております。

○ 8 番（服部光男君）

次をお願いします。

○ 議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○ 総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1－2 につきまして答弁させていただきます。

支援の順位については、国または愛知県が被災状況により決めることが想定されますが、本町としましては被災状況を迅速に把握し報告することで、支援の緊急度や必要性を訴えていきたいと考えています。

（ 8 番議員挙手）

○ 議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

これを分かりやすく例えるなら、私たちがどこかへ行ったときに台風で電車が動いていない、止まっているときに、それに代わるバスやタクシーの代替交通を考えて、それでも無理なら家族や友人の助けを待つ、車で迎えに来てもらうとか、そういったことは自分たちで備えておりますが、このように町として困っているときに支援はここまで来るのでしょうか、誰に助けてもらいましょうかという話ですが、まずはこのような事態は想定しているのでしょうか。

○ 議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○ 防災交通課長（石黒俊光君）

想定ということではないですけれども、支援をしてもらおうということになりますと、支援元がどこであろうとも手続上は愛知県に支援を依頼することになっていきますので、先ほど答弁した以外のことはできないと考えております。

○ 8 番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

事前の復旧・復興計画については策定しておりません。

今後、事前の計画策定については関係課と協議し、現在のまちづくりの取組状況を踏まえた上で検討をしていきます。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

今の答弁で、策定していない、検討していくということですが、それは災害が起きてから状況に応じて考えるということでしょうか。

町の組織の強みと同時に弱みも認識しながら、職員の数も限られた中で、どうして、何ができるかということをお質問しております。防災を担当する部署だけではなく、役場全体、職員相互で共有すること、弱いところも共有することから始まると思います。

災害後の各種支援制度も、今なら各部署で調べていろんな対応も準備することができます。そして、大規模災害が発生したときには、ちゅうちょなくその準備した支援制度の活用を検討できるよう準備とかができますが、今から取りあえずといいますか、骨子、原案だけでも検討しておくべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

各種支援制度というのは、被災者支援とか様々な支援のことになってくるとちょっと形は違いますが、事前の復興計画につきましては、災害時の南知多町をどのような町にしていくかあらかじめ定めておくものでありまして、例えば町のどういう事業に重きを置いて予算をかけていくとか、都市の計画デザインをどうしていくかなどを事前に考えておくものですが、先ほど総務部長の答弁のとおり、現在のまちづくりの取組状況を踏まえた上で検討をしていくものと考えております。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

何か準備はできていますかという質問ですが、いろいろ調べてみますと、南知多町地域防災計画とか国土強靱化地域計画というような大変すばらしい資料が現在あります。あるじゃないですかと言いたいんですが、相当な情報量といいますか、なかなか私でも全部を読んでどう対応していくというのが難しいような感じがしております。そういったことで、その中身を抜粋してダイジェスト版みたいなものができたらいいかなと思っております。

そして、このような広報「みなみちた」でも地震の特集、そして今回でも台風への特集、そしてハザードマップも載っております。こういうようなところに抜粋したダイジェスト版を都度都度、これは重複、何回やってもいいので、掲載していくような計画を持ってもらうことはできませんか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

ダイジェスト版ということですがけれども、ダイジェスト版の必要性とかも考えたいと思いますが、手軽に読めるもの、難しく住民にうまく説明する必要があるようなもの、こういうものがあるようならば、その説明を載せていきたいと考えております。

○議長（鈴木浩二君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は1時といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 12時00分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、服部議員の一般質問を再開いたします。

服部議員、いいですか。

じゃあ、答弁のほうからよろしく願いいたします。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2-1 につきまして答弁させていただきます。

南海トラフ地震臨時情報には、調査中、巨大地震注意、議員のおっしゃる巨大地震警戒の 3 種類があります。

町の主な対応としては、調査中が発表された場合は災害対策本部を設置し、情報収集体制を確立します。

巨大地震注意では、調査中の対応に加え、町民への周知・呼びかけや地震への備えの再確認等を行います。

巨大地震警戒では、巨大地震注意の対応に加え、避難対策等を行うこととなっております。

事前避難対象地域は、30センチ以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域や、地震に伴う液状化により河川等から即時浸水が発生する地域に対し、市町村が設定を検討するものであります。

本町では、該当のエリアが山海松原地区の一部で、基本的に農地等であること、建物もありますが居住者がいないことから、事前避難対象地域に設定しておりません。

ただし、該当のエリアを中心とした地域を重点警戒地域とし、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震警戒が発表された場合には、地域内の住民、耕作者等関係者に対して危険エリアへの不要不急の立入りを避けるなど、警戒対応を呼びかけることとしています。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

この巨大地震警戒が発表されたときの状況を想像しますと、既にその発表の原因となる大地震が発生していて避難所に避難している可能性もあります。事前避難対象地域としての指定はないかもしれませんが、次の地震に対しての準備は必要であると思います。

何が起こったのか、どうすればよいのか聞いていないというパニックを防ぐためにも、聞き慣れない半割れ、連動などの周知・告知は必要と思われるが、今からできる対応はできておるのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

本町におきましては、南海トラフ地震臨時情報発生時における対応マニュアルを策定し、この策定したものの中に臨時情報が発表された場合の住民への伝達文例などをあらかじめ定めています。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

告知に対してですが、事前避難対象地域の指定はなくても、大地震が起きてさらに次の地震が起きる可能性が大きいとき、特に高齢者世帯、独居世帯では情報がないと不安になります。停電でテレビもスマホも情報源として使えなくなるかもしれません。重宝する防災無線も、全戸に確実に情報を届けるわけではありません。

そのようなときに、防災ラジオがあれば、停電でも情報は届くと思います。現在の普及率と、今後の普及のための取組を教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

防災ラジオの販売台数は、令和5年度末までで累計1,879台で、普及率は世帯数7,025世帯、令和6年3月末に対し、約27%です。

今後の取組についてですが、町広報紙への定期的な掲載や防災訓練、福祉敬老フェア、それから産業まつりなど、多くの方が集まる機会にまた啓発をしていきます。

○8番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

学校は原則として休校措置を取らないこととし、後発地震の発生に備え適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常どおり継続することを基本とします。

住民の皆様は、日常生活を行いつつ、後発地震の発生に注意した行動を取るようお願い

いします。具体的には、家具の固定や避難場所、避難経路の確認など、日頃からの地震への備えの再確認をしていただき、できるだけ安全な部屋で就寝するなど、より安全な行動を選択することを意識していただくようお願いすることとなります。

また、耐震性が不足する住宅にお住まいの方などは、親戚宅や知人宅への自主避難の検討をしていただくこととなります。

各事業者等においては、後発地震の発生に最大限警戒しつつ、できるだけ必要な事業を継続することを基本としています。従業員等の安全確保や情報伝達方法などの再確認をお願いすることとなります。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

学校は休校措置を取らないということなのですが、海上観光船、スクールバスによる登下校を普通に行うと理解いたしますが、登下校、または在校中に後発地震が発生した場合の避難先や連絡方法などの対応マニュアルもあると思いますが、中身を教えてください。

また、スクールバスなどに水や非常食を積んでおくなどの対策は取られているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

まず在校中に発生した場合の対応につきましては、原則教育活動を中止し、保護者への引渡しを行います。引渡しができない児童・生徒については、校内に留め置くこととしております。

スクールバスによる登下校中に発生した場合の対応につきましては、原則としては運転手の指示に従って行動していただきます。バスの各乗降場所で発生した場合、バスを待っている間に発生した場合につきましては、最寄りの避難場所へ移動することとしております。

また、現在、スクールバス走行中、乗降場所以外の場所において地震があった場合の最寄りの避難場所の位置図を作成しており、作成でき次第、バス運行会社と協議を行う

予定をしております。

海上観光船につきましては、観光船内におきまして、原則的には船長の指示に従って行動をしていただきます。港へ到着した後につきましては、船長や従業員の指示に従い最寄りの避難場所へ移動することとしております。

連絡体制につきましては、緊急連絡体制の下、運転手、船長から事業所へ、事業所から学校へ、学校から保護者へ連絡することとなっております。

水や非常食につきましては、基本的にはバスから降りて最寄りの避難所へ移動することとしておりますので、スクールバスには積んでおりません。以上です。

○ 8 番（服部光男君）

次の 2 - 3 番の答弁をお願いします。

○ 議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○ 総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2 - 3 につきまして答弁させていただきます。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から 1 週間が過ぎた後は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合と同様の対応となります。

日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認、個々の状況に応じて地震発生に注意した行動を取るようお願いすることとなります。以上です。

○ 8 番（服部光男君）

次の質問をお願いします。

○ 議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○ 総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 3 - 1 につきまして答弁させていただきます。

南海トラフ地震発生時の避難者数は、愛知県が平成 26 年に公表した被害予測において町全体で約 9,700 人と想定されています。

しかし、避難所単位や各区単位での避難者数の把握はできておりません。

（ 8 番議員挙手）

○ 議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

災害はいつ起こるか分からないということで、平日の昼間の災害を考えたとき、中学校生徒が在校中であれば、内海の裏山の林之峯一時避難場所への状況は想像を超える混雑になるはずですが、そこへ、小学生、保育園、地域の人もたくさんの方が集まってまいります。そのような状態で、避難者が南知多中学校の避難所へ移動してくれば建物内に入り切れないことも想定すべきですが、このような状態になればまさにパーティションの設営もできない状態になりますが、このような状況は想像というか、設定はしていますか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

発災した際の季節や時間によっても様々な状況になると思いますので、そのときに一番有効な避難行動や避難所での対応を取っていただくこととなります。

発災直後はパーティションの設営ができない状況も、確かに議員のおっしゃるとおり考えられると思います。

○ 8 番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 3-2 につきまして答弁させていただきます。

自宅や車など、避難所以外で避難生活をされている方、いわゆる避難所外避難者については、愛知県の避難所運営マニュアルにおいても、避難所利用者登録や食料の支援の対象としており、その運営は避難所運営委員会が行うこととなっています。

今後の避難所運営訓練では避難所外避難者への支援も配慮した訓練を取り入れていただくよう、各地区に働きかけていきます。以上です。

○ 8 番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問3-3につきまして答弁させていただきます。

各区の避難訓練等は各区に実施方法を委ねており、一部の区では夜間の避難訓練を行ったとの事例報告を受けております。

各地区の自主防災組織を集めた情報交換会を年2回開催しておりますので、そのような場で他地区の取組を参考にいただき、各区において効果的な訓練を実施していただくようお願いしていきます。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

以前に内海、山海のまちづくり絆の会などで、小・中学校やその親御さん同伴で暗闇体験避難訓練も複数回実施してまいりました。

その内容は、夜間に災害で停電になったことを想定して、真っ暗な中で暗闇の怖さ、不安を体験していただき、避難時の対応などの講習も一緒に行い、大変好評でした。

地域のどこかでということですが、最初は参加者も少ないかもしれませんが、どこかの地区で企画を立てるといことはできないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

自主防災会が集まってくれ、情報交換会において、役場のほうからもそういう企画について提案していきたいと思っております。

○8番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問3-4につきまして答弁させていただきます。

感震ブレーカーの取付け補助制度については、導入の予定をしておりません。

今までも、防災講話などで通電火災の危険性や地震発生後避難の際に電源ブレーカー

を切るように啓発してきました。今後も継続して啓発し、防災における自助力の強化に努めてまいります。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

感震ブレーカーは、もうちょっと値段が高くて普及もなかなか進んでいないという側面もあると思いますが、災害後に電力が復旧したときに電気ストーブ等からの出火を防ぐことができます。

避難のときにブレーカーを自分で落とすということを忘れなければ同様の効果があるわけですし、そのための注意を促すための何か家の玄関とか常に見るところ、配電盤に注意ステッカーを作って貼るというような企画は考えてもらえないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

避難の際に注意することはほかにもたくさんあるところがございますが、ほかの市町の取組などの状況も調べ、確認した上で検討していきたいというふうな考えであります。

○8番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問4-1につきまして答弁させていただきます。

応急仮設住宅については、災害発生の日から原則として20日以内に建設に着手し速やかに設置できるよう、愛知県建設協力団体と協定を締結し体制を整えています。また、毎年度、県及び町職員、建設協力団体による応急仮設住宅建設模擬訓練を実施することにより、応急仮設住宅の建設要望から工事の着手までの流れを確認することで連携を図っています。

応急仮設住宅の建設が遅れる場合は、町内の旅館、民宿等の借り上げや被災がない地区への避難などで対応が必要であると考えています。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

建設が遅れなくて造れると一番いいんですが、能登半島の状況を参考にすると、災害地域の広域化により資材が整わないときも想定しておくべきだと思います。

町内、または近隣で宿泊業者との借り上げについての協定まで進めていけるといいでしょうが、どのような状況と想像しますか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

服部議員の御質問にお答えいたします。

建設の遅延等を想定した対策といたしまして、どのような災害時協定が締結できるかを、現在、町観光協会と調整を行っております。

今後、協力いただける宿泊業者数の把握を行い、協定の内容を整理してまいります。以上でございます。

○8番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問4-2につきまして答弁させていただきます。

能登半島地震における応急仮設住宅の建設については、迅速かつ大量に供給可能な従来型のプレハブ住宅の建設が進められてきましたが、石川県は2月以降、中長期的な視点から里山・里海景観に配慮した新たなまちづくりを目指し、木造長屋住宅の建設にも着手しています。

なお、本町における応急仮設住宅は、従来のプレハブ造、木造長屋タイプ及び木造戸建てタイプを想定しており、工法については、町からの建設要望戸数に対し迅速、かつ安定的に供給が可能となるよう建設協力団体が応急仮設住宅の建設に関わる事項をまとめた応急仮設住宅供給対応マニュアル等に基づく各団体の工法が採用されることとなり

ます。

規格については、単身世帯向けが1DK、2人から3人世帯向けが2DK、4人以上世帯向けが3Kとなっています。

また、高齢者や障害のある方など、日常生活上特別な配慮を要する方が数名以上入居できる構造及び設備を有する福祉仮設住宅や、おおむね50戸以上の応急仮設住宅を1つの敷地内に設置した場合は、居住者の集会等に利用できる集会施設を設置できることとしています。以上です。

○8番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問4-3につきまして答弁させていただきます。

応急仮設住宅の建設場所として町内4か所の候補地を選定していますが、その後の災害公営住宅については具体的な建設場所の確保や戸数等の建設計画は作成しておりません。

しかし、地域防災計画に基づき、必要に応じて災害公営住宅を整備してまいります。

なお、発災後のまちづくりとしてのコンパクトシティー構想はございませんが、建設場所の選定や復旧・復興のまちづくりを想定した検討も必要と考えています。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

建設予定地についての質問は3月議会でもありましたが、以前からの建設予定地はいずれも総合体育館駐車場や町民グラウンドなど、災害時には自衛隊や他の災害支援で人も車も集まる場所となっております。私としては、ここは不適格と思います。

また、仮設と言いながら災害公営住宅への移行も事前に検討すべきと考えます。

石川県の場合も、建設予定地が決まっていなくて仮設住宅への着工が遅れた経緯があります。早急に土地選びから再検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

服部議員の再質問のほうに答弁させていただきます。

応急仮設住宅の建設予定地は、被災者の皆さんが生活できるためのライフラインが整備された場所を選定する必要があります。

現在建設予定地とする4か所以外において整備がなされた広大な土地もないため、災害公営住宅予定地を含め、再度検討する必要があると考えております。

○8番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問5-1につきまして答弁させていただきます。

阪神淡路大震災後の廃棄物処理に係る費用は、国庫補助金と地方交付税で費用の97.5%を国が負担しました。また、能登半島地震は特定非常災害に指定されているため、本来の国の補助率に上乗せ補助を行い、最大で99.7%まで引き上げられ、各自治体の財政状況に応じて最終的な国の負担率を決めるとしています。

また、被災家屋等の解体費用を公費負担する制度は、1995年阪神・淡路大震災をきっかけに創設され、損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去や二次災害の防止を図るため、当該物件所有者の申請に基づき市町村が所有者に代わって災害廃棄物として解体及び撤去するものです。

地震で持家が倒壊してしまった場合、所有者が解体費用を負担するのは被災後の経済的負担や心理的状況から困難なケースが多く、公費で解体ができれば被災者の負担軽減や被災地の迅速な復旧につながるものと考えています。

また、公費による解体は損壊家屋等の所有者の申請で行うことが原則となりますが、損壊家屋等の中には、空き家をはじめ、相続登記がされていないものや共有名義など、その所有権が誰であるかどうかを確認することが困難な場合もあります。

こうした所有者不明の家屋等の解体については、建物の滅失登記や相続登記の義務化等の民法の一部改正により創設された所有者不明建物管理制度を活用しながら円滑に手続を進めていくことが必要であると考えています。以上です。

○ 8 番（服部光男君）

では、次へ行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 5－2 につきまして答弁させていただきます。

南知多町災害廃棄物処理計画において、町内 5 か所の災害廃棄物仮置場候補地を一時仮置場として選定しております。

しかしながら、過去の地震災害モデルにおける災害廃棄物に必要な仮置場の必要面積に達していません。そのため、今年度改定予定の本計画において、改めて仮置場候補地の選定を行うこととしております。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

災害廃棄物仮置場の条件として、ある程度の広い面積を有するのと交通の便がよいことが上げられております。

以前に聞いた候補地としまして、内海の新港、小柵緑地等が上げられておりましたが、内海に限っての判断としまして、小柵緑地、内海新港ともに車の出入りで渋滞が発生しやすい、また小柵緑地に関しましては指定管理業者が入っており、2 か所とも地元の声聞きながら決めていくことが大切だと思っております。

また、別に新旧クリーンセンターなどを地域の仮置場などに追加して進めていく方法も検討すべきと思います。

いつ起こるか分からない災害対応ですので、その時点で小学校、中学校、旧がまだ存在しているようであれば、そういったことも臨機応変で使っていくということも考えながら進めていくのはどのように考えられますか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

服部議員の御質問にお答えいたします。

現在想定しております仮置場までの道路状況など、不確定な部分がございますので、新旧クリーンセンター及び旧小・中学校のグラウンドを含め、仮置場候補地となり得る場所について柔軟な姿勢で選定を進めてまいります。以上でございます。

○8番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問5-3につきまして答弁させていただきます。

南知多町災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物の処理スケジュールについて、災害の規模や状況を踏まえつつ、可能な限り早期の処理を目指し、発災後に適切な処理期間を設定すると定めており、現時点では災害廃棄物の処理スケジュールはございません。

なお、過去の災害による災害廃棄物の処理期間は、おおむね1年半から3年であります。

国が発災2か月後に策定した東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針では、発災後、仮置場の確保期間におおむね3か月、収集期間におおむね12か月、そして3年をめどに最終処分を行うこととしました。

また、仮置場でごみの分別を行う人員、災害廃棄物の受入れのための作業員については、災害廃棄物の発生量等を考慮した人数確保に努め、適切な仮置場の運用を行うため、車両誘導員や夜間警備員なども含め、民間の協力は不可欠と考えています。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

南海トラフ地震への災害対応ということで、多くの自治体が災害ごみの処理について同様の問題を抱えております。そして、多くの対応例も調べることができます。

その中の一例として、ある自治体では、町内外の廃棄物処理業者とごみ収集運搬会社など、複数の業者と事前協定を結んでおります。

当地区でも限られた業者と早いうちに協定などを結ぶことが必要だと考えますが、どのような対応をしていきますか。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

服部議員の再質問のほうに答弁させていただきます。

本町では、一般社団法人愛知県産業資源循環協会と災害時における廃棄物処理等の協定を結んでおり、しかし、議員の言われるとおり、本町の業者とは個別に協定を結び、協力要請内容や費用負担など、具体的な内容について事前に協議し、協力体制を構築していくことが必要であると考えております。以上です。

○8番（服部光男君）

次をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問5-4につきまして答弁させていただきます。

御質問5-2で回答しましたとおり、災害廃棄物の仮置場の必要面積に達していないことから、今年度改定予定の南知多町災害廃棄物処理計画において、地域仮置場、いわゆる勝手仮置場についても検討を行うこととしています。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

はい、私も大賛成です。

各地域で小・中規模の勝手仮置場を各区にも相談して決めておくことが重要だと思います。この相談を地域にかけるということで、地域でのごみ処理の大変さを共有する作業になると思いますが、適地がないようであれば一時的に休耕地や空き地の利用なども検討してみることはできませんか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

休耕地の活用につきましても柔軟に仮置場としての検討を進めてまいりますが、農地

という性質上、瓦礫からの汚染物質が流出する懸念等を考慮し、瓦礫除去後に農地として早期に現況復旧するためにも慎重な選定が求められていると考えております。以上でございます。

○8番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問5-5につきまして答弁させていただきます。

現在想定しております災害廃棄物の発生量、いわゆる災害廃棄物と津波堆積物の総量については33万3,510トンと予測をしており、本町の令和4年度の家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総排出量6,772トンと比較して約50年分の処理量となります。

また、現行の南知多町災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物対応マニュアルには、早期復興に関して災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための必要な事項を定めた規定はございません。

東日本大震災において宮城県東松島市では、震災廃棄物の分別の徹底により処理の効率化とコスト削減を実現し、通常の100年分以上に達する量の震災廃棄物の処理を僅か3年で終わらせました。

本町におきましても、早期復興につなげるため、この東松島方式による震災廃棄物の分別方法を今年度改定の本計画に組み込む予定です。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

今回の災害ごみの処理に関する質問では、南知多町という自治体が直面するであろう問題について質問していますが、災害ごみの広域処理は検討しているのでしょうか。

その場合のごみの量による負担額も変わってきますが、災害後でも対応できるのか、その辺も答えていただきたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

服部議員の御質問にお答えいたします。

災害時における廃棄物処理及び下水処理に関する協定については、愛知県及び県内各市町村、下水道管理者と締結をしており、その他知多管内の市町と相互応援協定、愛知県産業資源循環協会との処理協定を既に締結しておりますので、大規模災害発生時には協定に基づき広域的処理を検討することとなります。以上でございます。

○8番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問5-6につきまして答弁させていただきます。

宮城県東松島市では、震災廃棄物の徹底した分別を行うことで、処理費用の縮減と被災者の雇用を実現しました。

災害廃棄物仮置場においては14品目の分別と仮置きを決定し、津波等で発生した混合ごみについては、さらに手作業による選別による19品目の分別を行っています。この手作業による選別の作業員については被災した地域住民を雇用し、1日平均900人の雇用が創設され、震災で職を失ったり、なりわいとして農漁業に従事できなかった人たちの新たな雇用となりました。

災害廃棄物の処理方法や処理体制につきましては、南知多町災害廃棄物処理計画に基づき災害時の災害廃棄物の発生量や処理可能量を踏まえ、発災後に出される国の災害廃棄物の処理指針を受けて愛知県または町が災害廃棄物処理実行計画を策定しますが、東松島市の取組事例は参考にしたいと考えています。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

いろいろ質問に答えていただきましたが、災害対応には事前のマニュアルづくりが必要とさんざん訴えてまいりましたが、別の側面としましてマニュアルがないと動けない、状況はマニュアルと違う、マニュアルに依存し過ぎる、そういった怖さも知りながら想

定外の災害に対応する柔軟な準備、そういったことも皆さんで進めていくようお願いしながら今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で服部議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時45分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 13時36分]

[再開 13時45分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、7番、石垣菊蔵議員。

○7番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 南知多町景観計画の今後についてを質問いたします。

南知多町景観計画については、議会に対し、昨年12月の議員懇談会にて計画の概要と進捗状況の報告がなされました。また、令和6年5月の広報「みなみちた」にて、「あなたは知っている？ 南知多町景観計画 美しい海と島々」と題し、町民に対し広く景観計画が周知されたところです。

そこで、住民の皆さんにより一層の景観計画の理解と周知を図ることが必要であると感じたことから、以下の質問をいたします。

(1)先月の広報「みなみちた」5月号で、景観計画とは、景観法に基づき景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るための法定の計画です。本計画では、町の姿勢と歴史、特徴を踏まえ、南知多らしさを盛り込みましたとの記載があります。南知多らしい景観計画はどのような考え方によるものなのか。

(2)景観計画の策定において、T市、H市、H町へ出向いたり、町内在住者、町外在住者、南知多町への旅行者にアンケートを実施したとあります。アンケート結果から得られた内容について、どのように計画に反映されているのか。

(3)町民ニーズに合った計画を策定するために、町内5地区ではなく3地区でワークショップを実施したとのことですが、内海、篠島、日間賀島で実施した理由は何か。

(4)ワークショップでは中学生の参加があったと町公式ホームページで確認をしまし

た。将来の南知多を担う生徒たちからどのような意見があり、その意見をどのように計画に反映しているのか。

(5)ワークショップに参加できなかった町民以外からの意見を幅広く取り入れることを目的とし、景観計画のパブリックコメントを実施していますが、町民等からどのような意見があり、いただいた意見をどのように集約し景観計画に反映したのか。

(6)町の景観をPRするために景観特派員を募集していますが、景観特派員の募集人員とどのように町の景観をPRしてもらうことを想定して募集したものなのか、また景観特派員の任期と報酬等は発生しているのか。

(7)南知多町景観計画の理念については、景観で絆を育む、景観で選ばれる理由をつくるとあります。そして、この理念達成のために2つの目標が示されております。

1つ目の目標として、自然との関わりによって形成された空間の成り立ちを尊重するとしており、風景の成り立ちを尊重し、場所性や生活文化を大切に受け継ぐことによって地域の中で絆を育むことを目標としています。

2つ目の目標として、南知多らしい景観を守り、つくり、育むと設定して、自然環境や風土に合わせて培われてきた路地などの暮らしの風景や地域の特徴的しつらえを守り育てていきますと目標を設定しています。

南知多町の景観形成における課題としてどのようなものを認識していて、その解決のためにどのような方針を持っているのか教えてください。

(8)景観計画は景観法で定められていますが、景観計画の推進、南知多町の景観を守るためには他法令による規制も重要になると考えています。景観を守る上で、関連する法律等はどのようなものがありますか。

(9)景観計画中には、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針が示されていますが、どのような方針に沿って誰がどのように指定を行うのか。

最後に、(10)今後、南知多町景観計画をさらに推進、加速させるためには条例等の制定が必要となると考えます。今後の条例等の制定の予定と既に景観条例等を制定している知多郡内の市町があれば教えてください。

以上で、壇上での一般質問は終わります。

再質問がある場合には自席にて行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

近年では、経済社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、生活空間の向上という観点から豊かな自然環境に加え歴史的なたたずまいを残す町並みや統一感のある住宅街といった魅力ある景観が求められるようになりました。

一方で、生活環境の変化や人々の価値観の多様化に伴い、周囲と調和しない高さや色彩を持つ建物、広告物が増えたことで、従来 of 良好な景観が損なわれる状況が見られるようにもなりました。

こうしたことから、平成16年に実効性のある総合的な法律として景観法が制定され、法律の根拠ができ、強制力のある規制ができたことにより、景観を守ることについての限界が解消されました。

南知多らしい景観計画とは、三方を海に囲まれ、また離島もあり、丘陵の緑に包まれた豊かな自然をこれからも守り続けることを最優先に考え策定した計画です。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

南知多町の景観といえば、漁業の営みや暮らしを感じる漁村の景観と同時に、国営農地をはじめとした農村景観も広がっています。

また、南知多町の三方を囲んでいる伊勢湾、三河湾を一望する海岸線については、朝日と夕日のパノラマ景観は訪れた観光客に多くの感動を与えております。

そのほかには、篠島地区の勇壮な船団パレードや、4年ぶりに復活、日本の奇祭豊浜鯛まつりなど、自然からの恩恵、豊作や豊漁を願って行われる生活文化や風土が生み出す景観もあります。

このような多種多様な景観を守るための問題や課題の解決のために、住民はどのように町の施策に関わっていくべきと町としては考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

石垣議員からの質問にお答えいたします。

住民の皆さんにつきましては、景観を他人事と考えるのではなく、まず町への関わりを持っていただきたいと考えております。

また、景観は住民の皆さんが日々の暮らしの中で自然や環境に関わることによってつくり育てられるものだと考えておりますので、そのためにも日々の生活や農業、漁業の営みの中で南知多町の景観を意識し大切にし、貴重な海岸や丘陵などの自然環境や地域の歴史・文化等を次世代につなぎ、守り育てていただく意識を持ち、身近にできることを積み重ねていただきたいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

町の施策に関わっていくことについては、少子高齢化、人口流出の続く南知多町にとっては大変重要なことだと思います。

日々の生活の中で景観を意識するためには、折に触れて広報紙や町公式ホームページなどを活用し、情報発信をしていただきたいと思います。

次をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

南知多町景観計画の策定に当たっては、先進地における景観計画策定の目的や計画の特徴などについて調査・分析を行いました。

これら先進地の計画策定までの取組事例を参考に、町民や本町を訪れる方が南知多町の景観をどのように認識をし、またどのような意識を持っているかを把握することで本町の景観形成の推進に役立てることを目的にアンケート調査を実施しました。

令和4年10月に実施した町民アンケート調査については、18歳以上の町民から無作為に抽出した1,000人の対象者から338通の回答を、また同年12月に実施した来訪者アンケート調査については、無作為に抽出したウェブアンケートにより3万1,499人の対象者から673通の回答をいただきました。

また、町外在住者アンケート調査については、固定資産税納税通知書に調査依頼を同

封することで約4,000人の対象者から105通の回答をいただきました。

これらアンケート結果の中で特に本町が景観計画を策定する上で重視してもらいたい項目として上げられたものは、人口減少に伴い増え続ける空き家を心配する声や、海岸等に散乱するポイ捨てごみの問題、恵まれた自然環境は将来に引き継ぐべき宝であるといった御意見をいただきました。

これらは、皆様からいただいたアンケート結果を、本計画の中で海辺の景観の保全、空き家の予防、再生、保全によるまちづくりに重点施策として反映させていただきました。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

景観計画の策定に際しては、他の先進地での景観計画を考察したり、町民をはじめとした民意を反映させていることはよく分かりました。

後ほどの質問でも出てきますが、町民などから情報収集、発信をする仕組みもつくられています。単に計画だけで終わるものではなく、計画が実行できるよう今後も試行錯誤していただければと考えております。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

当初から両島及び半島側で1地区を予定しておりました。半島側として内海で実施した理由については、過去の太陽光発電設備設置業者による大規模開発の被害を受け、地区全体から景観計画策定に対する要望があり、ワークショップの開催を強く望まれたことから内海地区を選定したものです。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

内海地区での太陽光発電設備設置業者による大規模開発が問題となりました。

この内海地区内での太陽光発電設備設置業者による問題については、新聞をはじめとしたマスコミが連日押しかけ、大きな反響があったことも記憶に新しいものがあります。

このような行き過ぎた開発の防止についても、今後は景観計画が歯止めになることを町民は期待していると思います。

また、この景観計画の作成については、住民が当たり前だと思っている南知多町の景観に対する意識を変えるチャンスでもあると思います。

今後、景観計画の見直し等があるかと思いますが、そのときには町内5地区での見直しのための説明会を開催すべきと考えますが、町としてはどのように考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

石垣議員からの御質問にお答えいたします。

南知多町景観計画につきましては、次回の改定予定は未定でございます。

しかし、大きな計画の変更や、内海地区での大規模な太陽光発電施設の設置のような町を揺るがすような事件や実情が現在の計画とそぐわないことなどにより、見直しの時期は必ず訪れるものと考えております。

このため、適宜、町民の皆様に向け、情報発信と必要に応じた住民説明会を開催させていただきたいと考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

両島及び内海地区以外でも、景観計画についての住民説明会は開催してほしかったと考えております。今後は、各種計画の作成に際しては全地区での開催をここで要望しておきます。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

ワークショップについては、3会場で計56名の方に参加していただき、そのうち中学生は14名が参加しました。参加した生徒からは、きれいな海、砂浜を自分たちが守っていきたい。来訪してくれる方たちがきれいな町だねと言ってくれるように自分たちも協力したいなどの意見がありました。

これらいただいた貴重な御意見は、南知多町景観計画の5. 景観形成の課題と方針に反映させ、その解決策を推進する活動の方向性として示しております。

そのほか、本計画の9. 景観形成の施策において、地域で実施している環境美化活動をはじめとした地域活動など、既存の取組や町の施策に景観形成の観点を取り入れ、関係各課が連携し、事業分野の垣根を超えた景観づくりのための新たな施策を展開するなどして課題解決を図ることとしております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

生徒たちから積極的な意見が出されたことは、大変喜ばしいことだと感じます。

きれいな海、砂浜を守っていくためには、やはりごみ問題が大きな課題となっているかと考えます。

町として海辺の景観を保全するための取組、取り組んできたこと、今後も取り組んでいかなければならないと考えている事業があればお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

石垣議員からの質問にお答えいたします。

個人、団体に関わらず、ボランティア清掃をしていただける方に対し、ごみ袋などの資材提供や回収したごみの処理費用を減免しております。

また、町総合計画では、基本施策の1－6において、豊かな自然を生かした人づくりの現状と課題にて、自然と触れ合う機会の充実が求められておりますので、いにしえから大切に守られてきた本町の豊かな自然環境を町内外の皆さんにまずは知っていただく

こと、学びながら自然を楽しむことを目的として開催しております自然観察会や環境教育推進事業につきましては今後も重点的に取り組む必要がある事業だと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

南知多町内の海岸等の清掃については、本町の住民の皆さんや事業所の皆さんをはじめ、他の地域の企業なども積極的にボランティア清掃を実施していただいておりますので、今後も積極的な支援策をお願いするものでございます。

また、自然観察会などの子ども向けも生きるものや環境学習を進めることは、将来を担う子どもたちにとってとても大切で重要なことだと思いますので、引き続きお願いをいたします。

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-5につきまして答弁させていただきます。

パブリックコメントの意見は1件でした。

いただいた意見の内容は、篠島の松島の夕日は歌碑公園辺りの西山で日本の夕日百選にも選ばれ、絶好のビューポイントとなっています。通年で美しい夕日を見ることができ、特に空気の澄んだ冬季が見頃となるため、観光客でにぎわいます。しかし、手つかずの木々が生い茂り景観の悪化が顕著となっています。10年ほど前まではどこから写真を撮っても絵になりましたが、現在では撮影スポットが限られてきています。

また、篠島の森一带はヒメボタルの生息地であり、景観や生き物が生息できる自然環境のためにも周辺一带は手をかけて守っていく必要があると考えていますという意見をいただきました。

こちらの意見は町民アンケートでも同様の意見をいただいております。篠島の森一带の景観保全やヒメボタルの生息地として環境保全は重要と考えております。

南知多町景観計画では松島の松を眺望景観上重要な樹木として紹介し、また住民が主

体となり、周辺の貴重な生き物が生息する健全な森の景観を将来に引き継ぐための取組を計画に反映しました。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

南知多町内には、手つかずの自然に生息する様々な生き物が生息しております。数年前から私の地元でもホタルが確認されております。

こういった豊かな自然を守るため、どのような取組が必要だと考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

石垣議員からの質問にお答えいたします。

先ほどの御質問でもありました本町の豊かな自然を皆さんに再認識していただく取組のほかにも、森と海とのつながりを学ぶ環境教育が海の生物多様性の保全に関連していることや、漂着ごみ、または海ごみの発生源を知ることで、SDGsの14番、海の豊かさを守ろうと、15番、陸の豊かさも守ろうに関連して発信することができるものと考えています。

また、現在世界的に問題になっている海洋プラスチック問題などについても、本町以外の住民の皆さんに対して発信をしていくことで、本町の豊かな自然が損なわれつつある現状や日常生活が自然に与える影響などを伝えるための取組がこれからは必要になると考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

パブリックコメント、1件しかなかったということで、景観という言葉がまだまだ浸透していない現状があるかと思えます。

今後も景観に関する発信、周知を行っていただきたいと考えています。

また、貴重な生き物が生息できる環境を整えていくことも必要だと考えます。

森と海は川によってつながっています。都市部や森での行為が海に囲まれて暮らす南知多町にも影響を与えていることを発信することで、森と海が離れていてもつながっていることを再認識させます。

南知多町の自然豊かな景観を次世代につなげるためにも、ぜひこれらの取組を続けていただきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

景観特派員については、町内外を問わず、どなたでも南知多町をPRしていただけるよう募集人数の定員は設けておらず、現時点の登録人数は23名となっております。

景観特派員の役割として、本町の自慢の景観や町並み、日常生活の中で目にする身近な景観を写真に撮っていただき、コラムとして投稿していただきます。

投稿していただいた内容は、町広報紙や町公式ホームページなどで紹介し、将来的には観光パンフレットなどにも使用したいと考えております。

また、景観特派員の方々は自ら町をPRしたいという目的で応募していただいているため、その任期は設けておらず、活動は無報酬です。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

現時点での登録者数が23名ということが分かりました。

また、任期も報酬もないとのことですが、登録している方については町内在住者と町外在住者、また関係人口など内訳はどのような割合となっているのか、分かれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

石垣委員からの質問にお答えいたします。

南知多町景観特派員事務局公式LINEアカウントに登録することで登録が完了となります。

LINEアプリを利用していることから、現在登録していただいている23名の方が町内在住者か町外在住者、または関係人口なのか、または男性なのか女性なのかについても把握できておりませんが、今後、研修等の開催等を予定しておりますので、研修等の開催等の告知につきましては、公式LINEアカウントにてやり取りを行う予定をしております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

景観特派員の募集については、5月1日号の広報紙にも掲載されました。

将来的には観光パンフレット等にも撮影した景観を使用するとのことでしたが、人が替わればその視点も変わります。情報発信をしているよという人の話も近くで聞いております。

ぜひ、私自身もまだ知らない町の魅力を見つけたいと思っております。

次をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-7につきまして答弁させていただきます。

本町は、海と山の恵みを生かした漁業、農業、観光業といった分野の産業が盛んで、美しい海岸線や丘陵などの豊かな自然環境、歴史、文化、伝統行事といった魅力的で貴重な地域資源が多く存在しております。

しかし、近年は人口減少による少子高齢化の進展や産業の後継者不足問題などにより、農地や山の荒廃、空き家や空き地の荒廃、地域固有の生活文化や風土の継承などに課題を抱え、町民の暮らしも大きく変化し、これらは本町の景観形成にも様々な影響を与えております。

これらの課題を解決するため、南知多町景観計画の景観形成の方針では、行政による

規制誘導や公共空間の改善だけでなく、町は町民や各種団体、事業者などによる地域の主体的な取組を支援し、町の施策と連携させながら景観形成を推進していくとしています。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

人口減少による少子高齢化によって、南知多町は様々な課題があります。

そのような課題が密接に絡み合い、その課題の解決がよりよい景観につながると解釈しています。

特に南知多町での課題として重要視している事項はありますか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

石垣議員からの質問にお答えいたします。

南知多町景観計画の理念を達成するための本町の課題として重要視しているものは、海ごみと空き家対策でございます。

これらの課題につきましては、住民や事業者の皆さん、まちづくり会などの地域コミュニティや関係人口の皆さんと共に解決を図ることとしております。

行政におきましても、既存の取組や施策に景観の観点を取り入れ、また町内関係各課と連携し新たな施策を検討することで、課題の解決を図ろうとしております。

例えば海ごみという課題につきましては、環境関連事業者と連携し、ごみの管理の仕組みを作成することとしております。

また、空き家対策という課題では、高齢者の健康増進と空き家調査の両者を兼ねた町歩きイベントを実施する等、様々な施策の具体例を計画内に掲載し、今後推進していくこととしております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

単に計画で終わらせないよう、一步一步着実に進めていただきたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－8 につきまして答弁させていただきます。

景観法や景観計画の推進に関連する法律等は、南知多町景観計画上の海の景観、山の景観を守る規制・誘導に関する自然公園法、森林法、農地法、南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例、または地域の特性を生かした建築物等規制・誘導に係る建築基準法や屋外広告物法が上げられます。

そのほか、本計画を推進していくためには、都市計画法、文化財保護法、空家等対策の推進に関する特別措置法など、景観形成に関わる法律があります。以上です。

（7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

調べてみますと、羽豆岬周辺や日間賀島や篠島周辺の無人島は三河湾国定公園に指定され、強い規制がかけられているおかげで、変化に富んだ地形や特徴的な多様性のある植生が今現在も見ることができます。

こうした豊かな自然を次の世代に残すためにも、環境教育、環境学習をさらに進めていただきたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－9 につきまして答弁させていただきます。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定につきましては、今年度制定予定の景観条例において設置される審議会の意見を聴取した上で、町長が景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行うこととなります。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針につきましては、地域の中に存在するものであり、町民から愛着を持たれているシンボリックな建築物や樹木であって、所有者の同意を前提に次の3点が必須条件となります。

1つ目としまして、地域の自然、歴史、文化等から見て、建築物の外観、または樹木の姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

2つ目としまして、道路、その他の公共の場所から公衆によって容易に見られるものであること。

3つ目としまして、地域のシンボルとして町民や来訪者に親しまれているものであることの3点となります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

景観重要建造物については、どのような建造物が指定できるのか、内海の内田家周辺の歴史的な建物や神社、寺院など、多くの住民はイメージが湧くかと思います。

景観重要樹木については、地域の歴史を見守ってきたような大木や、街角にあり日々よく目にする木、多くの人が集まる場所にある木など、地域の景観を形づくる大切な木を景観重要樹木にすることができますとあります。

例えてちょっと確認します。篠島の松島の松、豊浜中洲の桜公園の桜、こういった景観重要樹木としてこれらのものになり得るのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

石垣議員からの質問にお答えいたします。

眺望点など、美しい景観スポットからの眺めにおいて重要な構成要素となっている樹木も対象としておりますので、篠島の松島の松や豊浜の中洲の桜公園の桜についても景観重要樹木とすることが可能となります。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。分かりました。

これから景観計画が運用されると、景観重点建造物や景観重要樹木の申請が住民等から出されるかと思えます。申請に際しては、分かりやすい運用方法にしていきたいと思えます。

また、所有者の同意を得て審査会での意見を聞き、町長が指定を行うとのことですが、審査の透明性についても担保していただきたいと思えます。

次をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－10につきまして答弁させていただきます。

景観条例案については、パブリックコメントを7月中に行い、いただいた意見を反映した後、9月議会での上程を予定しています。

なお、今回制定予定の景観条例につきましては周知期間を設ける必要があることから、令和7年4月1日からの施行で検討をしています。

また、近隣市町における景観条例の制定状況については、半田市、常滑市、東浦町が既に制定しています。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

今後の条例制定から条例施行までのスケジュールは分かりました。

条例についての周知期間を設けるとのことですが、ぜひ町民の皆さんに景観が分かりやすい、理解しやすい周知を行っていただきたいと思えます。

まだまだ住民の多くが景観という言葉の認識をしていません。アンケート結果にもあるように、多くの人たちが南知多町の豊かな自然を守ってほしいと願っております。景観計画ができ、今後景観条例を制定する予定とのことでしたが、景観に関わる条例、計画が単なる計画だけにならないよう事業を進めていただきたいと思えます。

また、景観づくりにおける主体となる住民、地域コミュニティー、事業者や行政が一体となった計画がより一層前進するよう願うものでございます。

最後に、この景観計画には山の景観を守る規制や誘導、また景観提案に建物の配色例なる提案も記述されております。

私のこれまでの活動の経験の中で指摘を受けた反省例が1つあります。

桜公園のベンチ、テーブル造作などの配色は、自然の中に溶け込む色の配色をと、御承知のとおりピンクの色を使っておりました。これを指摘を受けました。南知多町に訪れるたびに立ち寄ってくださる建築の専門家からのアドバイスを受け、以後、塗装には自然との調和に留意し活動をしております。

また、今月の初めにこのような手紙も届きました。富士ヶ峰神社の関係者の皆様に宛てて、前段では南知多町で実感した自然の豊かさについての記載があり、後半でこのような文章につながっております。

私は、桜公園とこの神社、南知多町の海が好き過ぎて引っ越してきてしまいました。この公園近くの畑では、早朝にキツネの親子を見かけたこともあります。私は、写真と映像のカメラマンとディレクターをしています。この公園は、仕事の案を練ったり、ウェブCMの脚本を描いたりするときによく来させていただいておりますが、ホタルやアサギマダラ、キツネやウグイスなどのたくさんの美しい生き物がいたり、こんなにも星がきれいな場所は愛知県にはほとんどありません。これも、きっと地元の方がこの地を大切に守ってくださっているからだと思っております。この美しい環境がずっとずっとこの先まで残っていくように、この場所を含め、これからも私もこの地域の保全に少しでもいいので関わっていただけたらうれしいと考えておりますとの手紙が届いております。

こんなこともあり、今回、景観計画が一步前に進むことに関心を持っております。

日本の渚100選の千鳥ヶ浜、答弁にもありました夕日百選の東海の松島をはじめ、各地区の名所や旧跡、そして冒頭にも述べました豊かな緑の先に見える三方の伊勢湾、三河湾、知多湾。そして、伊勢志摩神島や渥美半島を見渡せる南知多町の眺望には、大規模なソーラーパネル等の景観を損なう建築物や人工物の造作は少ないことから、訪ねる多くの観光客の皆さんに四季の変化に富んだ自然のパノラマが感動を与えております。まさに自然の景観そのままです。

近年、各所で観光による地域活性の取組が盛んに行われております。

しかし、その盛り上がりには並行して地域の自然環境が置き去りにされる問題も表面化

しており、規制を加えることも必要であります。自然や町並みなどの景観とそこに暮らす町民の思いを反映させる風景になるよう、活性化と調和の取れた景観計画条例等の策定の進展を望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

これにて、石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時35分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 14時26分]

[再開 14時35分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では原稿の朗読によりますので、よろしく願いいたします。

1. 消滅可能性自治体からの脱却を考える。

令和6年4月24日、民間の有識者グループ「人口戦略会議」は、全体の4割に当たる744の自治体で、2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとした分析を公表しました。国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、20代から30代の女性の数、若年女性人口の減少率を市区町村ごとに分析した結果です。

この消滅可能性自治体に、愛知県内では、津島市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、美浜町、そして我が南知多町の7つの市町村が該当するとしています。

一方、今回、消滅可能性自治体を脱却したところは全体では239ありました。愛知県内では、飛島村で自立持続可能性自治体となりました。まとめで、各地方自治体や地域の人口の実情と課題を考える上で参考にしていただければ幸いです。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

(1)新聞で、南知多町は消滅可能性自治体であると報道されました。それに伴い、住民から次のような声が聞かれます。私たちの町はなくなってしまうの。財政力がそんなに悪化しているの。とてもショックなどです。そこで、南知多町の財政状況が健全であるかどうか、どの程度なのかお聞かせ願いたい。

(2)町の経費削減のため、公共施設再配置計画により、公共施設を今後30年間で半分にするとしています。地区の住民になくてはならないサービスセンターや公民館の廃止、小・中学校の統廃合などの計画は、かえって地域の衰退を加速させているように感じるが、どうか。

(3)人口減少問題は、我が町ばかりでなく、日本全体の問題でもあり、国にとっても重要な課題です。現在、町当局では、消滅可能性自治体を脱却するために、人口減少抑制に向けた新たな政策を考えているか。

(4)町民は、南知多町が自立持続可能性自治体になることを願っています。現在、将来に向けて計画されている新たな事業や建設物があればお聞かせ願いたい。

(5)5月17日に、厳しい人口減少に直面している市町村が県と協議しながら課題解決の方策を探る県・市町村人口問題対策検討会議が県庁で初会合を開いたと新聞報道がありました。今後に期待できると考えるが、この会議はどのような会議で、どのような内容であったかお聞かせ願いたい。

次に、2つ目、自治体のカスタマーハラスメント対策について。

顧客が理不尽な要求をするカスタマーハラスメント、通称カスハラと申しますが、近年、小売やサービス業界を中心に社会問題化しています。被害から守るため、従業員の名札や公共交通機関の運転手の氏名表示をやめる動きが広がっています。しかしながら、品質やサービス向上につながる正当な要求とどう区別するのが検討課題となっています。5月14日の新聞では、知多半島内の各自治体の職員をカスタマーハラスメントから保護する取組が掲載されました。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

(1)本町では、カスタマーハラスメントをどのように認識しているか。

(2)住民から悪質なクレームや迷惑行為を受けた職員は何人いるか。あれば、どのような状況や内容であったか、お聞かせ願いたい。

(3)カスタマーハラスメントに対してどのような対策を考えているか。

(4)新たな職員に対して研修などを実施しているか。

(5)東海市は、昨年から名字のみの名札を導入しています。平仮名で大きく名字を表記することで、外国人住民や高齢者にも読みやすくなるよう配慮しました。結果的にカスタマーハラスメントの対策につながったとしています。

また、ほかの自治体の幹部は、職員が名指しで逆恨みをされてしまうこともあり、名

札の変更は現場の安心につながると思うと話しています。本町においても、一度研究してみてもはどうでしょうか。

以上で壇上の質問を終わります。当局の明確なる回答をお願いしたいと思います。再質問は自席で行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

財務省東海財務局による令和4年度決算の財務状況把握結果に基づいて御説明させていただきます。

把握結果では、債務償還能力、資金繰り状況の2つの指標について、いずれも前回、平成30年度の診断時から改善しており「問題ない」と診断され、財務諸表上では健全とされています。

しかし、新型コロナウイルス感染症関連交付金や地方交付税などの依存財源の増額が影響しているため、自主財源の確保や公共施設の適切なマネジメントなど、財政構造改善の必要について指摘をされています。現在、財政の硬直化に直面しており、義務的経費の比率が上昇しています。独自の政策に使えるお金が減ってきており、やりたいことができない状況にあります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

財務省東海財務局により、債務償還能力、あるいは資金繰り状況などから問題がないと診断されたそうでございまして、健全であり、すぐには消滅する状態ではないと分かり、大変安心をいたしました。

消滅とは、公共サービスの消滅ということだと考えます。しかしながら、指摘された財政機構改善については研究をしていただきたいと思います。そして、財政の硬直化により、独自の政策に使えるお金が減ってきたと言われますが、住民はもう少し分かりやすいように、貯蓄が幾らとか、あるいは借金が幾らとか、返済がどのくらい、どのようにしていくのかとか、そういったことを一概には言えないと思いますが、少しお示しし

ていただきたいと思ひます。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの榎戸議員の質問に答弁させていただきます。

一般会計の令和4年度決算を基に、家計に例えて答弁をさせていただきます。

まず貯金に相当しますものが、町でいいますと基金に当たりまして、基金の残高が4年度の決算においては24億4,000万円でございます。借金である個人借入残高が69億5,500万円です。返済に係る公債費につきましては、元利合計で6億7,800万円となります。これだけを見ますと、貯金の約3倍の借金がありまして、支出総額に対する借金返済が1割弱ということで、借入額、借入返済額ともにあまり大き過ぎる状況ではないという状況でございますが、先ほど硬直化という言葉をおっしゃられました。硬直化ということで、どうしても払わなければいけない人件費だとか、そういったものが歳出に占める割合が高くなっておりまして、自由に使えるお金がないという状況でございます。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

南知多町公共施設再配置計画は、中長期的視点に立ち、公共施設等の更新等を計画的に進め、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、公共施設の適正規模・適正配置を図ることを目的として、令和6年3月に策定いたしました。

施設の統廃合が様々な影響を与えることは事実ですが、人口の減少もあり、全ての施設を維持・改築していくことが困難となっております。もし全ての施設を維持していきますと、今の行政サービスが低下することが想定されるため、統廃合をしなければ立ち行かない状況となっております。

サービスセンターや公民館の廃止については、利用状況、代替施設、代替サービスの有無、施設の状態、地域性などを考慮して計画したものです。小・中学校の統廃合につ

いても、子どもの学習環境を第一とし、コミュニティ・スクールの導入や子どもたちの交流を促進し、新たな地域活性化を図るなど、先ほど上げた事項や様々な影響も考慮し進めているものでございます。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

私は、大井小学校がなくなりましたので、小学校だけは各地区に残していただきたいと、このように思っておりますが、今の答弁の中で、最後のほうに中学校の統廃合について、子どもの学習環境を第一とし、コミュニティ・スクールの導入や子どもたちの交流を促進し、新たな地域活性化を図るといような文言がございました。これには大変賛成であります。

この3月6日に南知多中学校で卒業式が第1回目、初めてあったんですけれども、卒業式に臨席する機会がございました。南知多中から集まった子どもたちが約300人ほどおりまして、大変立派な卒業式でびっくりいたしました。特に、卒業生は1年間の間に新しい友達や先生と出会って、選択肢の増えた部活動では、リーダーシップを取って初の南中祭をまとめ、盛り上げました。別れを惜しんで目に涙をためている子がたくさんいました。南知多中学校が本当に好きなんだと感じました。在校生も最後までとても静かで姿勢がよかったです。いい中学校ができたなとうれしく思います。

このように今後、各地区の行事やイベント、お祭り、ボランティアにはほかの地区の生徒が参加していただければ、地域の意識もだんだんと変わってくるのではないかなと感じました。また、学校が好き、ほかの地域が好き、この延長線上に南知多町が好きと子どもたちがなれば、将来この南知多、この町に住み、そしてこの町で仕事をし、この町で結ばれ、この町で子育てをするのではないかなと少し期待をするわけでございますが、消滅可能性自治体からの脱却ということで、一つのヒントになると思われませんが、今後、中学生を各地区の行事に積極的に参加させていただけないでしょうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

榎戸議員の質問に対して答弁させていただきます。

4 中学校が統合いたしましたして、南知多中学校ができました。その中で、半年たった頃にアンケート調査をした結果、中学校が統合したことに満足だという方が8割から9割方いらっしゃいました。その中で、一つじゃあ問題は何か、デメリットというのは何かあるかといったら、やはり南知多中学校、今まで各地区にあった中学校に行っていたお子さんたちが南知多中学校に行くということで、地域がさびれるのではないかというようなことを懸念されました。そういったところを打開するには、じゃあどうしたらいいんだというところで、コミュニティ・スクール、こちらのほうを立ち上げる形で今検討しているところでございまして、活動もしております。

そういった中で、今までは地域の子どもたちが地域のために祭りだとかに参加しておりましたが、そういったものを南知多中学校一体となりまして、各地域の祭り等に参加できればいいと思っています。そのために教育委員会といたしましては、海っこバス、こちらのほうは無料化になっておりますし、島に行く船の料金についても無償化とさせていただきますまして、気兼ねなく子どもたちが各地域に行けるような形をさせていただいております。こうしたことを今後も進めていくことで、南知多町全体で活性化していくようにしたいと考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この人口戦略会議の報告では、20代、30代の女性の調査から考察をされて、こういった結果が出ました。それならば、20代、30代、40代の女性のための政策を積極的に町当局も推し進めていけば、消滅自治体から脱却できるのではないかな、そういう手がかりができるのではないかなと考えるわけでございまして、例えば婚活の支援とか、美容、グルメ、ファッション等、そういったものに対する助成金、新しい取組を研究していただきたいと思ひますが、どうですか。

○議長（鈴木浩二君）

誰が答えますか、答弁のほうは。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

今、榎戸議員がおっしゃるように、20代、30代、40代の女性に対する助成金を設けたらどうだという提案でございますが、町のほうでは今のところまだ考えておりませんので、今後いろいろ考えていきたいと思っております。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

3番、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

人口減少は様々な要因がありますが、住民の転出が要因の一つと見ています。子どもを産む世代の若者が町から出ていっては出生数も下がります。町に残りたい、あるいは南知多に住みたいという若者を増やすためには、仕事の充実が必要と考えます。

現在、見直しを行っている南知多町総合計画の中期では、3つの基本目標のうち、地元をにぎわす仕事づくりを、また3つの重点政策のうち、産業の活性化と雇用の確保について最優先に位置づける予定でございます。

具体的には、地域の活性化及び産業振興並びに雇用の促進を目的として、ふるさと納税3.0に既に取り組を開始しました。また、中期計画が始まる令和7年度に向けて、町内の産業団体や事業者と共に検討を進めてまいります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

南知多町に残りたい、住みたいという若者を増やすために、仕事の充実として、南知多町総合計画の中の目標や政策である地元をにぎわす仕事づくりや、産業の活性化と雇用の確保を最優先にするということはとてもいいことだと考えます。

そこで、具体的には、地域の活性化及び産業振興並びに雇用の促進を目的として、ふるさと納税3.0に既に取り組んでいると言われました。このふるさと納税3.0は、先日、全員協議会、そして町長の諸般報告、また昨日の大阪府泉佐野市の阪上博則様を招いて

の研修会、そして今日の議員の一般質問の中ということで、いろいろとお話を伺っておりますのでよく分かっておりますが、どうかこの取組をしっかりと成功させていただきたいと、このように思います。

それで、今は人口減少抑制対策政策ばかりではなくて、今後、人口増加対策、あるいは住民転入政策、そういった南知多町へ来てもらうような政策というのは何か考えておりませんか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの御質問に答弁させていただきます。

人口増対策ということですが、今、私どもはやっぱり転出を抑制するということ、転出抑制対策が裏を返せばそのまま転入対策にもつながってくる部分もあると考えておりまして、それは両面にわたる政策であると考えております。ですので、仕事づくりに力を入れ、住民の方がここで働こうというような魅力的な仕事があれば、若年層の転入対策にもなります。若年層が増えれば、出生数の増加も期待できるものと考えております。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

将来に向け計画している事業や建設物は、昨年度から事業を開始している師崎港観光センターがあり、定期的な観光イベントやフードコートの設置により、観光客誘引や観光消費額の増加が見込まれ、その結果、地域活性化が図られます。将来的には、仕事づくりにも役立つものと考えています。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

師崎観光センターは両島への玄関口となり、観光客誘因や師崎地区の地域活性化によって大きな影響を及ぼすと期待できます。早急に完成させていただきたいと思いますが、師崎地区ばかりでなく、ほかの地区では何かそういった計画しているものがございますか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの御質問に答弁させていただきます。

まだ具体的に何をというようなものではございませんが、豊浜の石之浦地区の活用を現在検討しておるところでございます。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

令和6年5月17日、2024年度第1回愛知県・市町村人口問題対策検討会議が開催され、南知多町長も委員として参加いたしました。委員は11人でありまして、平成合併前の88市町村単位で人口減少率を見たときに、2005年と2020年を比べ、人口が10%以上減少した市町村が対象となっております。このほか、オブザーバーとして29市町村が参加しております。愛知県が市町村と人口問題対策について意見交換し、一緒になって考え、打てる手があればどんどんやっっていこうという趣旨でございました。

会議では、県内の人口動向の確認、昨年度に実施された県による市町村ヒアリング結果、検討議題の説明があり、人口減少による課題の中から、農林水産業の振興、地域交通の確保、空き家の活用の3つの検討事項を選定いたしました。その結果、個別にワーキンググループを設置し、検討を進めることとなります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま会議の中で、当面の検討課題として、農林水産業の振興、そして地域交通の確保、空き家の活用等がございました。我が町におきましては、既に研究を重ね、他市町より先進的な事業とか、あるいは特徴的な事業をしていると私は思っているんですけども、それぞれ何か例をお示し願いたい。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの御質問に答弁させていただきます。

これまで実施をしてきております比較的先進な事業といたしましては、まず農林水産業の振興におきましては、オーガニックビレッジ宣言、就農・就漁支援、6次産業化などがございます。

地域交通の確保におきましては、持続可能な公共交通を確保するための海っこバスのループ化がございます。

空き家の活用におきましては、空き家バンクがございます。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

さて、県・市町村人口問題対策検討会議でありますけれども、町長も委員として参加していらっしゃるとお聞きしました。新聞にも、美浜町の八谷町長と一緒に映っていたような気がいたしますが、この取組についてどのように受け止め、どのような期待をしておるか、町長、一言お聞かせ願いますか。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

榎戸議員の質問に対してお答えさせていただきます。

令和6年5月17日に参加した第1回愛知県・市町村人口問題対策検討会議で、実は私が発言した内容が今回の答弁につながると思いますので、そのときの発言を朗読させていただきます。

私たちの町は、1961年、昭和36年に合併してから一貫して減り続けている町でござい

ます。合併当初は3万人弱あったんですが、現在1万5,000人となっております。

そういった中、一貫してこうして人口問題を抱えているまちと一緒にこういう会議ができるなんていうことは一回も考えたことがありませんでした。ただ、南知多町で努力する、そういう問題だと今までは思っておりました。

このたび県でいろいろと努力していただきまして、そういう問題を抱えているまちの課題、施策、現状も含め、こういう議論をさせていただきながら、ワーキンググループの課題は非常に的確な課題だと思いますので、その3つのワーキンググループの中でしっかり我々の現状を訴えながら、一緒になったからできると、そういういい施策をつくるために私たちも努力してまいると、よろしく願いますという挨拶をさせていただきました。

今、全国的に人口が減っている中で、今までは人口のパイ、小さなパイの取り合いだったと思うんですね。そういう取り合いしていたグループがあって、一緒になってそういう環境の中からどういうふうにして人口問題を考えるかという、そういう機会をつくってくれたことに感謝しておると。そこでどんな意見が出てくるかは、実は愛知県の協力をもらおう、もらおうとばかりの、そういう会議になるおそれもあるかなというふうな挨拶がございましたが、私としては、そういうふうな人口がもう決まっているんだから減っていく、その中でどういうふう生きていくかという議論になっていくといいかなという思いを込めております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

しっかり議論をしていただいて、いい政策を出して、補助金をいっぱいもらってきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

カスタマーハラスメントとは、住民等からの著しい迷惑行為、暴行、脅迫、暴言など

により、職員の就業環境が害されるものであると認識しています。例えば窓口や電話において大声や暴言で職員を責めること、殴る、蹴るの身体的攻撃、物を壊す、殺すといった発言による脅しにより、就業環境が害されるものが該当します。

本町としては、全国の自治体や民間の職場においてもカスタマーハラスメントが問題視されている実態を踏まえ、ハラスメント対策の一環として取り組むべきことであると認識しております。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

議員からの質問を受け、急遽、5月23日から28日までの短い期間で、保育士や会計年度任用職員を含む全職員365人を対象に、これまでに住民から悪質なクレームや迷惑行為を受けたことがあるかとアンケートを実施しました。その結果、7人から13件の事案が回答されました。

その状況については、事案が分かってしまうため答弁は差し控えますが、内容につきましては、暴言が5件、威圧的な言動が2件、脅迫と疑われる事案が2件、差別的な発言2件、その他2件となっております。

なお、今回実施したアンケート結果については、回答者が予想よりも少ない結果となりました。今回の回答結果が現時点で本町のカスタマーハラスメントを全部把握したものとは考えておりませんので、今後も適切に把握し、対応するよう努めてまいります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

公務員に対するカスハラが問題になっているために、全日本自治団体労働組合が2020年に全国約1万4,200人の自治体職員らを対象に行った調査によりますと、住民から悪質なクレームや迷惑行為を受けた職員は46%と全体の半数近くに上っております。

ハラスメントの種類では、職員の名前をインターネット上でさらす、職員が働く様子をスマートフォンで無断で撮影する、SNSで誹謗中傷するなどといった個人を標的とする嫌がらせが確認をされております。

そんな中で、本町におきましても急遽調査していただきましてありがとうございます。アンケートの結果、暴言が5件、威圧的な言動が2件、脅迫と疑われる事案が2件、差別的な発言が2件とお聞きしました。その中で、脅迫と疑われる事件というのがちょっと見逃せないなあと思うんですけども、これは無事に解決されましたか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

脅迫と疑われる事案の2件について解決したのかということですが、今回のアンケート事案の全部に共通したことでございますが、回答事案については全て過去に起こった事案でありました。そのため、現在は解決しております。ただし、アンケートに回答した職員に対しまして、後日、対面でヒアリングをした結果、そのときにあった出来事がトラウマとなり、同じような状況、業務になると今でも思い出したりすることがあると聞いておりますので、今後も注視してまいります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

気をつけていただきたいと思います。

ヒアリングをやったということですが、ほかの意見などはございましたか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

そのほかの意見ということですが、その当時の対応方法についての反省点というのか改善点として、複数人での対応、組織としての対応が必要であったというような意見を伺っております。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問2-3、2-4につきましては、関連がありますので一括答弁させていただきます。

カスタマーハラスメントへの基本的な対策としては、1人で対応することは避け、組織的に対応することが必要と考えています。また、被害を受けた職員に対しては、メンタルヘルス不調への相談などの体制整備も必要と考えています。

新規採用職員に対しては、カスタマーハラスメント対策の研修は現在のところ実施しておりませんが、これまで本町で実施している対策としては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、全課室長を不当要求防止責任者に選任しており、不当要求責任者講習会に参加させています。

そのほか、研修としては、おおむね入庁10年目を迎える職員を対象として、知多5町一般職員後期研修において、各種ハラスメントについて講義を受けています。

また、愛知県振興協会研修センターで実施されるクレーム対応研修には、希望する、または総務課が指名する職員に参加をさせています。

カスタマーハラスメントの事案は、窓口や電話対応などの場面において、身体的・精神的な攻撃、暴言、脅迫のほか、最近では、SNSを活用した職員個人への誹謗中傷などの多様な事案が発生していることも認識しております。

本町としても、多様化するカスタマーハラスメントに対して、今年度中にほかのハラスメントと同様に、通報、相談体制の構築や、新規採用職員を含めた研修機会の提供を実施してまいります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

カスタマーハラスメントの被害を受けた職員へのメンタルヘルス不調への相談体制の整備を考えていることで、よろしく申し上げます。

また、特に被害を受けやすい窓口の職員はもとより、新規採用職員には、研修は絶対必要だと私は思っておりましたけれども、そちらのほうも通報、相談体制の構築や研修

機会の提供を実施するというごさいますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次にお願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-5につきまして答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、ほかの自治体で導入している平仮名で名字のみの表記の名札は、外国人住民や高齢者にも読みやすい名札であると考えます。

本町においては、同じ名字の職員も多数在職していることや、職員からも変更要望がなかったため、対応してきませんでした。

しかしながら、カスタマーハラスメントが全国的に問題視されている状況や、ほかの自治体の動向を踏まえ、本町においても、カスタマーハラスメント対策の一環として、名札を平仮名で名字のみの表示にするなどの変更について、職員の意見も聞きながら検討してまいります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よろしくお願ひいたします。

さて、このカスタマーハラスメントですけれども、背景として、日本社会特有の顧客第一主義が指摘されており、法改正が改善の布石となる可能性があると考えられております。

厚生労働省は、従業員を保護する対策を企業に義務づける検討に入りました。具体策として、対応マニュアルの策定や、従業員から相談を受ける社内体制の整備などが考えられております。関係法案の改正案の提出も検討されております。今後、町の職員が安心・安全に労働できる環境をお願ひして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願ひします。

[休憩 15時18分]

[再開 15時30分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、10番、吉原一治議員。

○10番（吉原一治君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1. 地元をにぎわす仕事づくりについて。

先日5月12日に開催された「人も！お金も！ほしいを叶えるしごとづくり講演会」に参加させていただきました。本講演会の講師の方が、地方創生として産業や食、観光などの地域活性化のブランド戦略などのプロデューサーとしての多くの地域支援を行っている方で、御自身が手がけた自治体をはじめ、先進地を御紹介していただき、まちづくりの計画や取組方法、コンセプトの設定やトレンド、地方創生の鍵などを再発見させていただいた機会となりました。

コロナの影響により、人々の価値観が変化や地方への移住についての意識が高まっているそうです。人々の社会活動の基準は、自由から安全へと変化し、移住する場所についても、過密地域である都市部のリスクが増大していると考えられ、地方での移住志向が高くなっているとのことでした。

こうした中、本町の自然豊かな魅力ある食の観光、漁業、農業のポテンシャルを生かしたまちづくり、仕事づくりのアドバイスをいただいたと思っております。町長は、総合計画において、人口減少を止め、持続可能な町として存続させるために、子育て支援、防犯安全の政策も大切であります。雇用の創出をクローズアップさせるとの思いで、今回の講演会を開催したものと認識しております。

私自身も、過去に一般質問で本町の漁業、農業、その他の産業を持続可能なものであるためには、若者の流出を食い止め、移住者を増やし、若い人たちが安定的にこの地で暮らすことができる仕事がなければならないと考える者の一人であります。

そこで、以下の質問をします。

(1)人口減少の要因として、若年層の女性が減少していると統計上取り沙汰されているが、本町の人口減少の理由をどう捉えているか。

(2)雇用の創出を総合計画の最重要課題として転換した町長の意図は何か。

(3) 講演会で講師の方が本町の調査・研究をしていただき、若い人は興味を持っていただけるまちづくり、移住につながる南知多町のコンセプトが何であると分析されたか。

(4) 講演会の質疑で、地元出身でない人が何かをやろうとすると、よそ者扱いで受け入れられづらい、またこの地域がなかなかまとまらないなどの意見がありました。地域色の強い場合では、何が大事だと感じたか。

(5) 先進地事例の紹介の中で、地域活性化、持続可能な産業の成長として、神奈川県三浦半島の先端の漁師町にある日本さかな専門学校を紹介していただいた。前回の一般質問でもしたが、やはり学校は地域活性化の起爆剤となると思う。その専門学校の概要を教えてほしい。

(6) 石之浦埋立地について、豊浜のみならず、町全体で枠を広げ、有効活用を推進していく話があったが、その進行状況はどうか。

大きい2番です。ふるさと納税への取組について。

本講演会での町長の挨拶で、人口減少、少子高齢化が進む中、第7次総合計画の重点政策として、子育て支援、産業の活性化と雇用の確保、定住支援の3つを位置づけ、優先順位を定めた事業を実施してきたが、特に雇用の創出にクローズアップし、ふるさと納税を強化して取り組んできたとのお話をしておりました。

令和5年度に、成長戦略室を設置してふるさと納税の取組みを強化し、令和6年度には、よりふるさと納税に特化した組織として町長直下の体制を整備したと聞いております。ふるさと納税は、住んでいる自治体以外に寄附をすると、税金の還付や控除が受けられると同時に、返礼品を受け取れる制度で、寄附者にとってメリットがあると同時に、地方自治体にとっても、それぞれの努力によって地方と都会の税収の偏りも緩和できる制度であります。ふるさと納税の本来の趣旨は地方創生であり、自治体にもっと選んでもらえるにふさわしい地域の在り方を考えるきっかけになるものであると考えております。

町長がなぜふるさと納税の取組みを強化するのか、今後、南知多町がふるさと納税制度を活用して、どのようなまちづくりを進めていくのか、町民には見えていないと感じております。

そこで、以下の質問をします。

(1) 成長戦略室を設置した令和5年度の本町のふるさと納税の寄附額はどのようになっているか。また、令和4年度の取組み方とどのような違いがあるか。

(2)令和5年度にふるさと納税制度の改正があったが、返礼品の定義、基準はどのようになっているか。また、基準変更による影響はどうか。

(3)成長戦略室の設置に至った経緯は、町長が町村会の研修で大阪府泉佐野市の阪上博則氏の講義を受けたことがきっかけで、泉佐野市をモデルにしていると聞いている。泉佐野市の成長戦略室と本町の成長戦略室との違いは何か。

(4)ふるさと納税が水産業の発展のみならず、地域活性化の雇用の場所の確保として活用されるよう方策の検討をお願いしたいと思うが、今年度より新しく始まったふるさと納税3.0という補助金制度はどのようなものか。

(5)ふるさと納税は寄附を集めて終わりではなく、集めた寄附をどのように使うか、人を育て、自然を守る地方環境を育む支援につながると考えるが、町長はどのように考えているか。

再質問は自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問1-1から1-4につきましては、私、総務部長から、1-5と1-6につきましては、建設経済部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1-1について答弁させていただきます。

令和5年1月から12月の住民基本台帳のデータから外国人を除いた日本人のみの数値でございますが、20歳から24歳の年代の人口453人に対し、95人、20.9%の方が転出されています。このうち女性は、人口212人に対し46人、21.7%の方が転出され、男女の大きな差はございません。25歳から29歳の年代では、人口533人に対し64人、12%の方が転出されています。

ほかの年代ではここまで転出率は高くないことから、人口減少の理由としては、20歳代を中心とする若年層の転出が主なものと考えております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

若年層の女性の転出が212人のうち46人、21.7%とお聞きしましたが、逆に若年層の

女性の転入はいかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの吉原議員の御質問に答弁させていただきます。

令和5年中の若年層の女性の転入者数は20人でございます。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

転入の理由は人それぞれだと思いますが、結婚して住んでいただいている方も多いたと思います。以前、私は本町の漁業が後継者不足により衰退してしまうのではないかと、問題だと思い、その当時、東海市が婚活事業の補助事業を行っており、南知多町でもできないかと提言させていただき、豊浜漁協でも婚活事業を実施し、何名かが結婚しました。このように、人口減少対策として新たに婚活事業を考えてみてはどうですか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの質問に答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、豊浜漁協におきましては、町の補助金により、平成22年、23年と婚活事業を行っております。また、町においても婚活事業を平成23年度から令和元年度、9年間開催しておりました。その中で御成婚に至ったのは、確認できたのは3組でございます。費用対効果により廃止しております。

御質問の婚活事業の考えでございますが、現在、町独自では予定はしておりませんが、愛知県が今年度、少子化対策強化としまして、県主催の大規模婚活イベントの開催や、市町村、民間が実施する婚活イベント経費への補助、またマッチング支援などを行う結婚支援センターを新規開設など予定しておりますので、幅広く周知を図ってまいります。以上で答弁を終わります。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

豊浜漁協に聞いたんですが、イベント後の支援が鍵になると言っていました。結局、やった後で、いかにその後もうまく持っていかだというような考えだと思います。また、支援センターの開設にも期待しますが、また豊浜漁協でも独身者が多いですので、ぜひやっていただきたいなと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

第7次南知多町総合計画では、出生数75人を指標としまして、3つの基本目標を設定し、そのうち地域で育む人づくりとして、重点政策の一つである子育てを最優先に事業を実施してまいりました。

しかしながら、住民基本台帳によりますと、各年度の出生数の推移が計画策定時最新データの令和元年度67人から50人、57人、45人、令和5年度の40人と減少を続けております。

先ほどの御質問で答弁させていただいたとおり、若者の転出が多いから生まれる子どもが減少しております。若者の転出が多い理由は、今の南知多町に若者が求める仕事が少ない、あるいは魅力を発信できていないために転出せざるを得ない。ほかのまちから南知多町へ来ていただけていないのではないかと考えております。若者が南知多町にとどまり、南知多町に引き寄せられることを目的に、地元をにぎわす仕事づくりを総合計画の最優先に設定し、産業の活性化と雇用の確保を最重要課題として取り組んでまいります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

私も漁業の後継者不足が問題だなと思い、平成21年度より漁業後継者育成委員会を立ち上げ、県や町と話し合いながら、若い人たちをどう呼び込むかをやってきました。そ

うした中、県は新規漁業で就業者の確保の事業で、地元の漁師さんの親方が指導になり、漁業を目指す若い人に対して技術の指導を行って、今も現在もいます。何名が受講を終え、現在の就業率はいかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

答弁させていただきます。

平成21年度より、県漁業担い手確保・育成支援協議会による新規漁業就業者確保事業におきまして、本町の漁業者による研修生の受入れ状況につきましては、今まで42名が実技研修を受講し、修了しております。そのうち、現在19名の方が引き続き漁業に従事しております。就業率につきましては45.2%でございます。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

この新規事業者の確保事業で、漁師が指導している研修生を受け入れる事業は、今年度もありますか。

また、研修生などに対して、町として補助事業はどのような内容で、幾らぐらいの補助をしておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

答弁させていただきます。

県の担い手育成確保支援協議会におきまして、新規就業者確保事業としましては、研修生の受入先の漁協及び漁師への指導費、研修生の教材費、安全対策費などの事業内容で国に申請し、今年度も行っております。

町としての補助金につきましては、研修生が研修を修了後、そのまま引き続き漁業に従事する方につきましては、住民として町内の借家やアパートでお住まいの場合、漁業振興・定住対策としての家賃補助制度があります。補助内容につきましては、1か月の家賃の2分の1、ただし上限が1万円であるから、最大年間12万円、期間につきましては

3年間でございます。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

担い手のない漁師の中で、こうした町独自の年間の12万円の家賃補助というのは、漁師をやっている皆様には本当に喜ばれておりますので、どうかこれを続けていただきたい。今まで多くの若者が入ったんですが、指導している漁師の方もかなり一生懸命になって骨を折っていただいておりますので、本当にありがたいなと私も感じております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

講演会の講師は、地域でどんな旗を掲げるのか、コンセプトが大事とお話しされ、提案されたコンセプトは大きく分けると3つございました。

1つ目は、都市部から近い地域の宿泊促進は朝に力を入れる。

2つ目は、若者にターゲットを絞るならエシカルを提唱されていまして。エシカルとは英語で倫理的なという意味で、現在では、人や地球環境、社会、地域に配慮した考え方や行動を指します。

3つ目は、令和は人、場所、知恵の時代なので、知恵を持った人を南知多という場所が求める、南知多で学べる、成長の機会があるがございました。

若者の移住の傾向として、給料の高い低いではなく、その地域で幸せになれるかを基準にしてきており、学びがあるのか、成長できる機会が得られるのかということと、芸術や文化、伝統や歴史に触れられるまちであるかどうか重要になってきております。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

私も講義を聞いて、今の若い人たちの移住傾向として、幸せを感じられる場所、学べる、成長できることが必要だと感じました。そして、受け入れる側としても、移住者が入りやすく、学びやすい環境づくりや体制が必要かなと思いました。これからもこういうことを皆さんで心がけてやってもらえばよいかなと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

講師の発言は2点ございまして、1つ目は、地域を超えてまとまることのできるコンセプトが必要で、そのコンセプトを基に一緒に頑張ろうとする仲間を増やすことがございました。

2つ目は、隣を見ると、どうしてもうちはどうなのかと考えてしまうので、ライバルを遠い地域に求めることがございまして、いずれも大事なことと感じました。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

本町でも、地域を超えてまとまっている団体もあると思います。漁業では、6漁協で構成する南知多地域水産産業再生委員会、農業では、持続可能な農業検討委員会、観光では、知多半島観光事業協会（DMO）など、地域を超えてまとまった目標を掲げて頑張っているとお聞きしております。こうした活動団体を通じて、南知多をもっと元気にしていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－5について答弁させていただきます。

日本さかな専門学校は、東京都渋谷区にある学校法人水野学園が昨年4月に神奈川県三浦市三崎の埋立地に開校させた日本初の魚に特化した専門学校であります。

近年、温暖化や海洋汚染の影響により、水産業を取り巻く環境は深刻さを増し、全国的に見ても、漁師の高齢化、後継者不足など、漁業の担い手に関する問題が山積みとなっています。

これら問題を解決し、魚という豊かな海の恵みを次世代へ引き継ぐことを法人自らに課した命題だと考え、設立したものです。校舎は鉄筋2階建てで、津波に耐えられるよう階高を10メートルに設定し、1階は学生自らつくり上げる水族館などの多目的スペースで、2階が教室となっています。専攻は、3年制で、定員が48人の海洋生物学科、4年制で定員24人の海洋生物研究学科の2学科があり、漁業、養殖飼育、調理加工、流通、環境、観光レジャーなど、魚を総合的に学ぶことができます。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

この専門学校では、この地域に選定した経緯を分かる範囲で教えていただきたい。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

答弁させていただきます。

日本さかな専門学校のある神奈川県三浦市にお聞きしました結果ですが、この土地は埋められた市有地であり、長年売却公募をしていたとのことでした。しかしながら、三浦半島の先端で相模湾に面した埋立地であるため、なかなか買手が現れない状況でございました。

しかしながら、学校法人水野学園から申入れがあり、結果、市として企業誘致した形となったと確認しております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

この専門学校ですが、現場の漁業研修などはないのですか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

答弁させていただきます。

現場実習でございますが、1年生、2年生のときには、釣り実習、地引き網実習を、3年生からは、漁船に乗った漁業体験実習などの現場研修があるそうでございます。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

南知多町もこういう専門学校があるといいですね。ぜひお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－6について答弁させていただきます。

今年1月から2月にかけて、町内全事業者を対象に、豊浜石之浦地区の活性化に向けたアンケート調査を実施しました。町内3商工会にアンケート用紙を配付し、回収の協力をお願いしておりましたが、周知不足等の影響もあり、結果として23件の回答しか得られませんでした。

設問の中で、豊浜石之浦地区を南知多エリア活性化の起爆剤とするため、どのような機能があれば地元住民や観光客が訪れたいかと思いませんかという問いに対して、物販スペースとの回答が一番多く、次いで常設飲食スペース、産直スーパー・コンビニという回答でありました。

また、新たに土地利用構想プロジェクトに参加したい、参加検討の可能性ありという回答が全体の7割を占めました。

今後も補助事業や民間との連携を検討し、地域活性化と地元若者の雇用創出をコンセプトとした石之浦埋立地の有効活用に向け、県や関係団体等と連携を図り、事業を推進してまいります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

この石之浦は、雇用の創出につながる大きなプロジェクトに適した場所だと改めて感じているところです。何度もいろんな計画をされましたが、随分足踏みをしました。今回の講演会をお聞きになって、誰が主体になり、どのように進めばうまくいくのか、どう感じましたか。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

先月開催されたしごとづくり講演会には、私も参加のほうをさせていただきました。その質問の中で、プロジェクトを進めていくには誰が主体になればうまくいくのかという質問がございました。講師からは、大きなプロジェクトを進めるには町が牽引していくべきですが、何よりも主役は住民であり、当事者意識を持ってこの町を豊かにするんだ、よくするんだという人たちがリーダーになるべきだと。そして、そういう人たちは、できれば次代を担う若者であって、ベテランは応援するという体制をとったほうが、住民の視聴率が上がり、さらに推進力になると言われた講師の話に共感いたしました。

町といたしましては、これまでの官民連携事業のノウハウを活用しながら、若い人たちが夢や希望を持って働いてみたい、住んでみたいと思いを描けるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも議員の御支援のほどよろしくお願いいたします。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございました。

私自身も長年漁業に営んできました。漁業を持続可能な産業として将来にわたって発展させたい。また、農業や観光も連携し、地域活性化させたいと、町長と同じ思いで今までやってきたと思っております。この町の特色、自然豊かで魚がおいしく、野菜が豊

富で、安らぎと憩いを求める本町に繰り返しお越しになる人たちがたくさんいます。この町の風景を、文化、歴史を自分たちの子どもや孫につないであげたいなあと、残したいなあと考えております。

また、前回一般質問で水産高校の誘致をできないかとさせていただきました。今回の講演会の中で、さかな専門学校の件で聞いた、さらに答弁で詳しく内容をお聞きしました。だからなお南知多町の漁業の後継者不足、担い手不足の解消に、こういった漁業の学校誘致はやはり南知多町の将来につながるのではないかと思います。ぜひ町長もそういうことの視点で、地元をにぎわす仕事づくりとして力を注いでいただきますようお願いいたします。

2番をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

御質問2-1から2-4は、私、成長戦略室長から、2-5は町長から答弁をさせていただきます。

御質問2-1につきまして答弁をさせていただきます。

本町の令和5年度ふるさと納税受入額につきましては4万4,727件、4億9,164万3,000円の寄附をいただきました。令和4年度の2万747件、2億5,786万2,000円から約1.9倍へ増加しております。

令和4年度までは企画財政課の財政係が所管しており、財政業務の傍らふるさと納税業務を行っておりましたが、令和5年度からは成長戦略室へ移管し、ふるさと納税に注力できる体制をつくりました。職員が地道に事業者様を訪問して協力を依頼し、積極的に返礼品の提案をすることで、ふるさと納税の返礼品数が300程度から600程度へ約2倍となっています。協力いただける事業者数につきましても、返礼品提供事業者が90、宿泊事業者も70へ増加しております。

また、より多くの寄附者から選ばれるよう、寄附者が利用するインターネットサイトの種類を増やし、南知多町のふるさと納税を紹介しております。

以上、返礼品の充実、紹介サイトの充実の2点が令和4年度までの取組と違うところであります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

返礼品が300から600程度と広がったことが、人気の返礼品が何で、どのくらいの寄附があったのか、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

吉原議員の再質問に答弁させていただきます。

一番人気の返礼品はシラスです。続いて島のり、エビ煎餅、エビフライ、大アサリとなっております。

寄附受入額は、シラスが約1億5,000万円程度、島のりが約5,000万円程度、エビ煎餅、エビフライ、大アサリで約2,500万円程度となっており、人気返礼品で寄附受入額全体の約半分を占めております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

シラスが人気返礼品ということですが、シラスの量は自然相手になると思いますが、もし不漁のときは、そのときの対策は何か考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

お答えさせていただきます。

本町は海産物の返礼品が最も多く、シラス以外にも自然が相手の返礼品を数多く取りそろえております。シラスや海産物が不漁の際にも安定的に寄附が受け入れられるよう、令和5年度につきましては、町内産の知多牛、あと南知多町で特別な飼育方法で飼育されたおいしい豚肉、あとそのほかにもエビ煎餅、果物、レトルト食品などの加工品、食事券、宿泊券などの様々なラインアップを充実させました。シラスなどの海産物は時期によって漁獲量や市場価格も変動するため、事業者様と密に連携を図り対応しております。

す。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

私も漁師をしていますが、捕れる魚も最近は時期も年々変わってきております。海産物だけにこだわらず、事業者の皆さんと二人三脚で力を合わせて、魅力のある返礼品を増やしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁をさせていただきます。

令和5年度10月のふるさと納税制度の改正につきましては、2つの改正がありました。1つは、募集適正基準の改正で、返礼品調達費用、送料、委託料などの経費総額を寄附額の5割以下にする、いわゆる5割ルールの厳格化です。改正前までは経費に含まれなかった寄附者が寄附をした後に発行する寄附金受領証明書やワンストップ特例に係る事務費用も経費に含めることとされました。

もう一つは、地場産品基準の改正で、加工品のうち、熟成肉と精米に関しては、原材料が町外で生産されたものであっても、加工が町内であればよいとされていたものが、原材料は当該地方団体と同一の都道府県内で生産されたものに限ることとされ、また地場産品とそれ以外のものをセットにする場合は、附帯するもの、かつ地場産品の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であることとなり、よりチェックが厳しいものとなりました。

この基準変更による影響は、全国の自治体でも同様の対応をしておりますが、寄附金額に合わせて返礼品の提供価格や内容量を下げるか、返礼品の提供価格に合わせて寄附金額を上げるかの対応が必要となりました。本町の返礼品の約2分の1が海産物であり、冷凍・冷蔵便で発送するため、配送料が割高になることから、5割ルールの厳格化に従い、寄附金額を上げる対象となった返礼品がありました。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

基準変更により、返礼品の寄附の金額を上げるとなると、寄附の件数は減ると思いますので、より多くの寄附者に南知多町が選ばれるような工夫をすることに注力をしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

続きまして、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

泉佐野市の成長戦略室の組織体制は、おもてなし課とふるさと創生課の2課で組織され、おもてなし課では、11人体制で企業誘致、国際観光振興、MICE推進を所管しており、企業誘致やにぎわい創出イベント、企業版ふるさと納税を推進しております。

また、ふるさと創生課では、6人体制でふるさと納税、ネーミングライツ、有料広告事業を所管しており、スタートアップや市内事業者の事業拡大、販売促進を支援するふるさと納税3.0の取組みを推進しております。

本町の成長戦略室は、室長を含め4人体制でふるさと納税を推進しており、今後は企業版ふるさと納税を含むその他の税外収入の確保を目指していきたいと考えております。

今年度から新たな取組みとして、本町の規模や課題に合わせた南知多版ふるさと納税3.0として、返礼品を御提供いただく事業者が南知多町内で行う新たな地場産品の創出や既存返礼品の生産を強化する取組みを支援し、魅力的なふるさと産品の創出の促進を図り、スタートアップ支援や企業誘致、町内事業者の事業拡大を支援していきたいと考えております。

これらの取組みを推進することによって、地域の活性化及び産業振興並びに雇用の促進によって、町民生活の質の向上に寄与できるよう尽力してまいります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

本町の成長戦略室は泉佐野市をモデルにしていると聞いていますが、泉佐野市のふるさと納税の寄附額はどれくらいあるんですか。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

議員の再質問にお答えさせていただきます。

泉佐野市のふるさと納税の受入額ですが、令和4年度は137億7,190万5,000円となっており、2017年から2019年までは3年連続で日本一を達成しております。

また、返礼品につきましては3,000品目を超過しており、ポータルサイトも16サイト及び泉佐野市の独自で運営しております「さのちよく」というサイトを独自で運営しております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

すごいですね、137億円と。成長戦略室も泉佐野市をモデルにしているということなので、泉佐野市の取組みを一つでも多く取り入れて、町の特産品を全国的に発信し、より知名度を高くして努力していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

御質問2-4につきまして答弁をさせていただきます。

ふるさと納税3.0は、ふるさと納税とクラウドファンディングを掛け合わせた仕組みで、クラウドファンディング型のふるさと納税で集めた寄附を原資とした補助金により事業者を支援する制度でございます。返礼品を御提供いただく事業者が町内で新たなふるさと産品の創出を行う場合、または既存のふるさと産品の生産を強化する場合、予算の範囲内で補助金を交付することで魅力的なふるさと産品を充実させ、寄附者の皆さんに返礼品としてお届けするという新しいふるさと納税の形です。

寄附者のメリットとしましては、プロジェクトへ賛同して寄附するため、寄附者の意

思で事業者と自治体を選びます。また、クラウドファンディング型のふるさと納税のため、返礼品による還元と税額控除の対象となります。それに加え、寄附金が自分の応援する事業者のプロジェクトに活用される新たな魅力が追加されることとなります。

事業者のメリットといたしましては、自身のプロジェクトによってクラウドファンディングで集めた寄附金を原資とした補助金を受け取ることで、新たな事業展開や製品を生み出すことができると同時に、応援していただけるファン、事業開始以降も継続的なふるさと納税での受注も見込める非常に魅力的な仕組みでございます。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

クラウドファンディングで集めた寄附額が原資とした補助金により事業者を支援する制度ということだが、クラウドファンディングで集めた寄附金の何割を補助金として事業者に渡すのか、またクラウドファンディングの寄附が集まらなかった場合も、事業者は申請した補助金額はもらえるのですか。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

吉原議員の再質問にお答えさせていただきます。

クラウドファンディングで集めた寄附金のうち、予算の範囲内で1事業者3,000万円を上限に、集めた寄附金の4割を補助金として交付いたします。また、同時に返礼品を御提供いただきますので、3割が返礼品の代金として受け取ることとなります。

クラウドファンディングにより寄附が集まらなかった場合は、当然、事業者はプロジェクトが開始できませんので、補助金は交付いたしません。しかし、一部例外として、事業者が自己資金で事業を行う場合など、町との協議により、集まった寄附金の一部を交付する場合がございます。

また、プロジェクトの事業者となるためには、補助金の交付を受けた翌年度から5年以上ふるさと納税に御協力をいただくこと、あと定期的に実施状況を町に報告するなどの条件がございます。プロジェクトの企画提案については、ふるさと納税の返礼品としての可能性や事業の収益などを審査・選考いたしますので、選考されない場合もござい

ます。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございます。

新たなふるさと産品を選出することは、地域の活性化や雇用の推進につながります。新しい補助金制度で事業の皆さんにつきましても御支援をしていただき、南知多町にとってもふさわしいふるさと納税について、効果的な、発展的な事業展開をしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

御質問2-5につきまして答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、ふるさと納税は寄附を集めたら終わりではなく、集めた寄附をどう使うかが重要であると考えております。では、どのように使うかといえば、本町は第7次総合計画で将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」、基本理念の「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」としています。そして、重要目標達成指数（KGI）につきましては、令和14年に出生数75とし、その達成に向けて、いただきました寄附も合わせて使い、施策を打ってまいりました。総合計画の基本プランで、実施計画により重点政策に位置づけられた主要事業を取りまとめ、今まで実行してきております。

重点政策では、1つ目、子育て支援と教育の充実、2つ目、産業の活性化と雇用の確保、そして3つ目が定住支援でございます。この3つを位置づけまして、総合計画の前期では、子育て支援、これを最優先に事業を実施しておりますけれども、厳しい結果となっていることは、今皆さんも御承知のことと存じます。

そこで、総合計画の中期に向けて、3つの基本目標の地元をにぎわす仕事づくりを、また3つの重点政策では、産業の活性化と雇用の確保を最優先にする。つまり、仕事づくり、産業振興に力を注いでいこうと考えております。ふるさと納税事業は、重点政策

の産業の活性化と雇用の確保に位置づけられておりまして、町の特産品や観光資源を全国に発信するとともに、寄附金による財源確保を図り、地場産業の振興と活性化を目指しております。

人口減少による税収の減少など厳しい財政状況が続いている中、住民サービスの水準維持に努め、公共施設等の更新に対応し、様々な事業を推進、継続していくためには、持続可能な財政基盤の構築は必要不可欠であります。これまで以上に行財政改革を進め、徹底的に無駄をなくすことを継続しながら、今年度、仕事づくりに向け創出したふるさと納税3.0により御協力いただいている事業者様を支援することで、魅力的なふるさと産品を創出し、魅力ある仕事づくりにつなぐことにより、若者の流出を防ぎ、若者の流入を促し、地域の活性化及び産業振興並びに雇用の促進を図ってまいります。

また、ふるさと納税事業は、町民の皆様と共に努力することで納税額を増やし、財政調整基金及び公共施設等整備基金へ積み立て、子育て支援や公共施設の再配置など重要施策を持続的に実行してまいりたいと考えているところでございます。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございます。

町長のふるさと納税の思いを聞きました。ぜひ寄附をいただいたふるさと納税を私たちの孫の世代のために未来の投資をしていただきたいと思います。

私は過去にも、平成26年2月の定例会でふるさと納税の一般質問をさせていただきました。当時、ふるさと納税について新聞やテレビとかで多く取り上げられており、南知多町の魅力を全国的にアピールするように、よりよい手段で海産物や農産物の特産品が多くある南知多町は多くの寄附を集めるだけの高いポテンシャルがあると考えておりました。町長のそのときの答弁ですが、ふるさとを思う方々の気持ちを受け止め、精いっぱい本町の特産品を皆様に紹介して広めていきたいという答弁でありました。

先日、議員懇談会の資料で、平成26年度当時のふるさと納税寄附額は49件で128万1,000円との説明がありました。令和5年度は4万4,272件、4億9,164万3,000円となり、平成25年当時と比べると寄附金額が380倍と、南知多町においてもふるさと納税は急成長しております。これは町長の先見の明により、専門部門を設置したこともありますが、

役場の核となる町の将来を担う若い職員が町の課題に対してやる気を持って本気で取り組み、大きく成長したことによる成果だと私は思います。私も部長や課長よりも、こういった若い職員を褒めてあげたいと思います。

私は若い頃から漁業で生計を立てていますが、南知多町は海と山の特徴を備えた魅力のある町だと思います。私から見て、孫の世代の若い子どもたちが南知多町の海の魅力を感じ、今、豊浜漁協でも漁業を始める若い子が少しずつ増えております。魅力のある我が町だからこそ、町の特産品を全国的に発信し、より知名度を高めてもらいたいとの思いからの質問をさせていただきました。

私は南知多町を元気にしたいという強い思いがあります。より多くの魅力的なふるさと産品をつくることで、地場産業の活性化と雇用の促進につながると考えております。魅力のあるふるさと産品を全国的にアピールして、ふるさと納税のさらなる発展に向けて、戦略施策に全力で取り組んでいただくことを提言させていただき、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 16時24分]

